
さぬき市障害者計画（第6次）
さぬき市障害福祉計画（第6期）
さぬき市障害児福祉計画（第2期）
（令和3年度～令和5年度）



令和3年3月
さぬき市

はじめに

令和2年は、本来ならば東京オリンピック・パラリンピックが開催された輝かしい年として記憶されるはずでした。しかし現実には、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、それらを含む多くのイベント等が延期されたり、中止となりました。

当該感染症のワクチンの開発が進み、我が国でも一部では接種が始まっていますが、コロナ以前と以後の社会では、人との接し方・関わり方などが大きく変わり、新しい生活様式が確立されると言われており、それは、障害を有する皆さんの日常生活にも、様々な影響を与えられます。



近年における国の障害者施策の大きな動きとしては、平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行や、平成28年4月の「障害者差別解消法」の制定が挙げられますが、「障害者総合支援法」では、障害の有無にかかわらず、共に手を携えて生きる共生社会と障害者の社会参加の実現を理念として掲げ、それに伴い障害者サービスの在り方を見直し、サービスの受け手である障害者の意識の変化を促すものとなっています。

また、「障害者差別解消法」では、障害者に対する不当な扱いや合理的配慮がないことを差別と規定し、自治体や事業者等が、差別の解消に向けて具体的に行動するとともに、国民一人ひとりが、それぞれの立場において、その解消に自発的に取り組むことを求めています。

この間、本市では、平成30年3月に「第5次さぬき市障害者計画」等を作成し、令和2年度までの障害者施策の指針としてきました。また、平成31年4月には「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を施行するとともに、令和元年7月には「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を公布し、手話の啓発活動に努めるなど、障害者に寄り添った施策を推進してきました。

今回策定する計画では、再び【だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき】を基本理念とし、さぬき市で生活する全ての皆さんの人生が輝かしいものになるようにとの思いを込め、今後市が進めていく障害者施策の方向性をお示したつもりですが、障害の程度や生活が一樣ではないように、その輝くところや生き生きとした生活も一つではないことから、一人でも多くの障害者が輝ける、多様性の有る計画となっていることを願っています。

結びに、計画の策定に当たり、熱心に御審議をいただいた14名の策定委員の皆さんを始め、聞き取り調査などに御協力をいただいた皆さんに心から感謝を申し上げ、御挨拶といたします。

令和3年3月

さぬき市長 大山茂樹

目 次

第1部 計画の概要

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 障害福祉に関する制度・施策の変遷・・・・・・・・ 3
- 3 計画の性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 障害者を取り巻く現状

- 1 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 障害のある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 アンケート調査等の概要・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 計画の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第2部 さぬき市障害者計画（第6次）

第1章 計画の体系

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 施策の展開に当たっての基本的な視点・・・・・・・・ 27
- 3 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第2章 計画の推進

- 1 理解と交流への啓発活動・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 生活支援サービスの提供体制の構築・・・・・・・・ 34
- 3 保健・医療体制の充実・・・・・・・・・・・・ 39
- 4 保育・療育・教育の提供・・・・・・・・・・・・ 43
- 5 雇用・就労の促進・・・・・・・・・・・・ 48
- 6 社会参加の促進・・・・・・・・・・・・ 51
- 7 生活環境の整備・向上・・・・・・・・・・・・ 54

第3部 さぬき市障害福祉計画（第6期）・さぬき市障害児福祉計画（第2期）

第1章 障害福祉計画

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について・・・・ 61
- 3 第6期の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 4 障害福祉サービスの実績と見込み・・・・・・・・ 66
- 5 地域生活支援事業の実績と見込み・・・・・・・・ 75

第2章 障害児福祉計画

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 2 障害児福祉サービス・・・・・・・・・・・・ 87
- 3 第2期の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 4 障害児福祉サービスの実績と見込み・・・・・・・・ 92

第3章 計画の推進

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

資料編

- 1 さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる
社会づくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 2 さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション
手段に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
- 3 さぬき市障害者計画等策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 103
- 4 さぬき市障害福祉計画等策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 105
- 5 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

第Ⅰ部 計画の概要



第Ⅰ章 計画の概要

Ⅰ 計画策定の趣旨

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、平成 25 年 4 月には、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として、障害者自立支援法が改正施行されました。

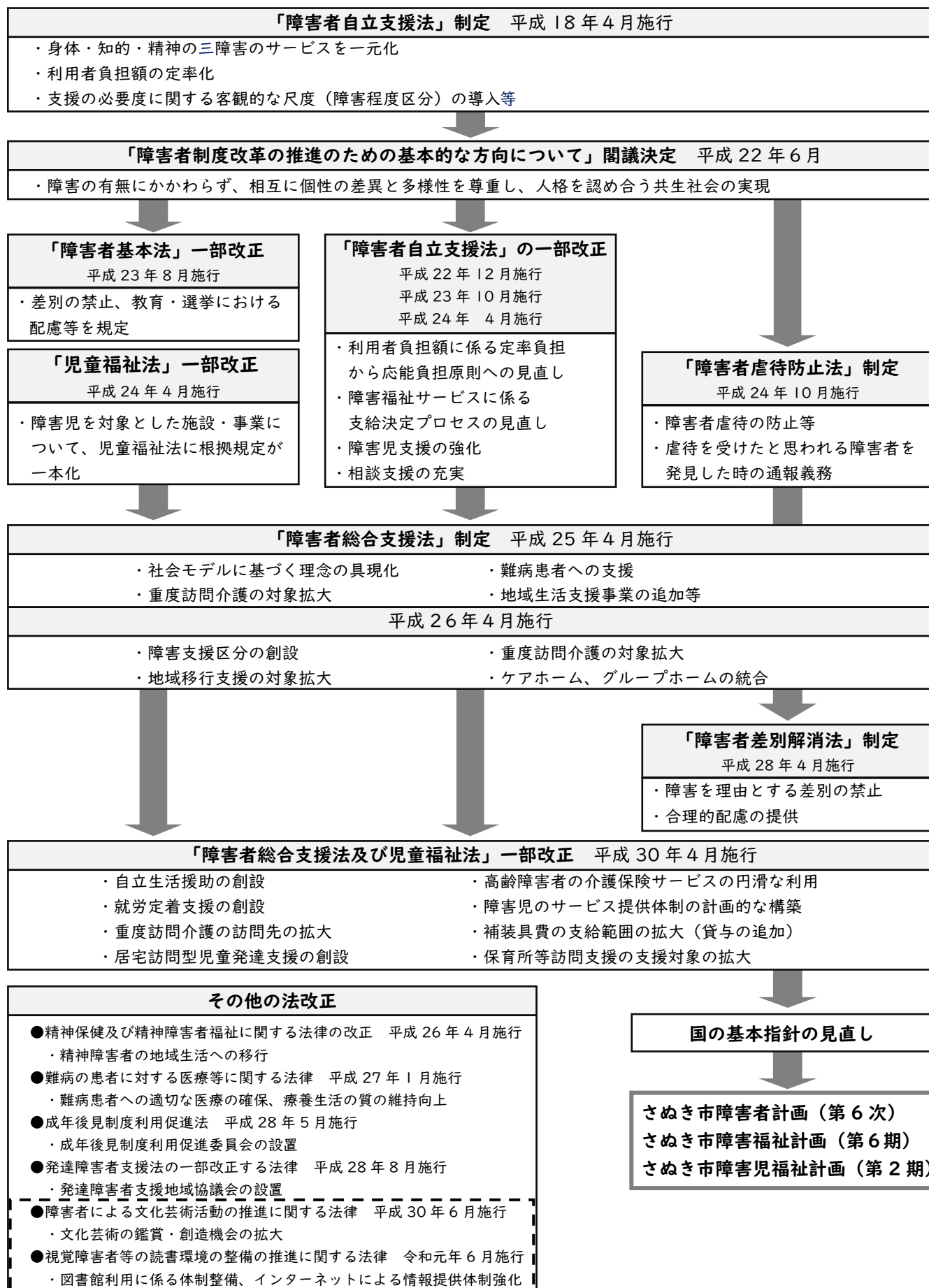
平成 28 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

また、同年 6 月には、障害者総合支援法が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることとし、いずれも平成 30 年 4 月から施行されました。

さぬき市では、障害者差別解消法の施行に合わせ、「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を平成 31 年 4 月に施行し、「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を令和元年 7 月に施行しました。障害者施策の基本となる「障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービスの提供体制の確保と方策を定めた「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を策定し、計画的かつ総合的に推進してきました。

この度、「さぬき市障害者計画（第 5 次）・さぬき市障害福祉計画（第 5 期）及びさぬき市障害児福祉計画（第 1 期）」が令和 2 年度末をもって計画期間を満了することから、本市の障害者を取り巻く現況を踏まえ、新たな「さぬき市障害者計画（第 6 次）・さぬき市障害福祉計画（第 6 期）及びさぬき市障害児福祉計画（第 2 期）」を策定します。本計画は、本市の最上位計画である「さぬき市総合計画」との整合性を確保するとともに、福祉分野における他の関連計画との調和を図ります。

2 障害福祉に関する制度・施策の変遷



■障害福祉に関する国、香川県、さぬき市の動向

年	国	香川県	さぬき市
平成 21	第2期障害福祉計画期間 ◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行	第2期かがわ 障害者プラン 重点施策5か年計画 障害者基本計画（第2次）	第1次総合計画 （前期基本計画） 第2期地域福祉計画 高年齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画
平成 22			
平成 23			
平成 24	第3期障害福祉計画期間 ◇障害者虐待防止法の施行 ◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行	第3期かがわ 障害者プラン 障害者基本計画（第3次）	第1次総合計画 （後期基本計画） 第5期介護保険事業計画
平成 25			
平成 26			
平成 27	第4期障害福祉計画期間 ◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 ◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇成年後見制度利用促進法施行 ◇発達障害者支援法の改正、施行	第4期かがわ 障害者プラン 障害者基本計画（第3次）	第2次総合計画 （前期基本計画） 第3期地域福祉計画 高年齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画
平成 28			
平成 29			
平成 30	第5期障害福祉計画期間 第1期障害児福祉計画期間 ◇障害者総合支援法の改正、施行 ◇児童福祉法の改正、施行 ◇児童虐待防止法の改正、施行 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ◇視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	第5期かがわ 障害者プラン 障害者基本計画（第4次）	第2次総合計画 （中期基本計画） 第4期地域福祉計画 高年齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画
令和 元			
令和 2			
令和 3	次期計画	次期計画	第2期子ども・子育て支援計画

3 計画の性質

本計画は、「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て策定する障害者のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「児童福祉法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害児福祉計画）を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

◎障害者計画（障害者基本法）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

■ 障害者の概念

○『障害者』とは、「障害者基本法」第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

○『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、同条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

○『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

4 計画の期間等

(1) 計画の期間

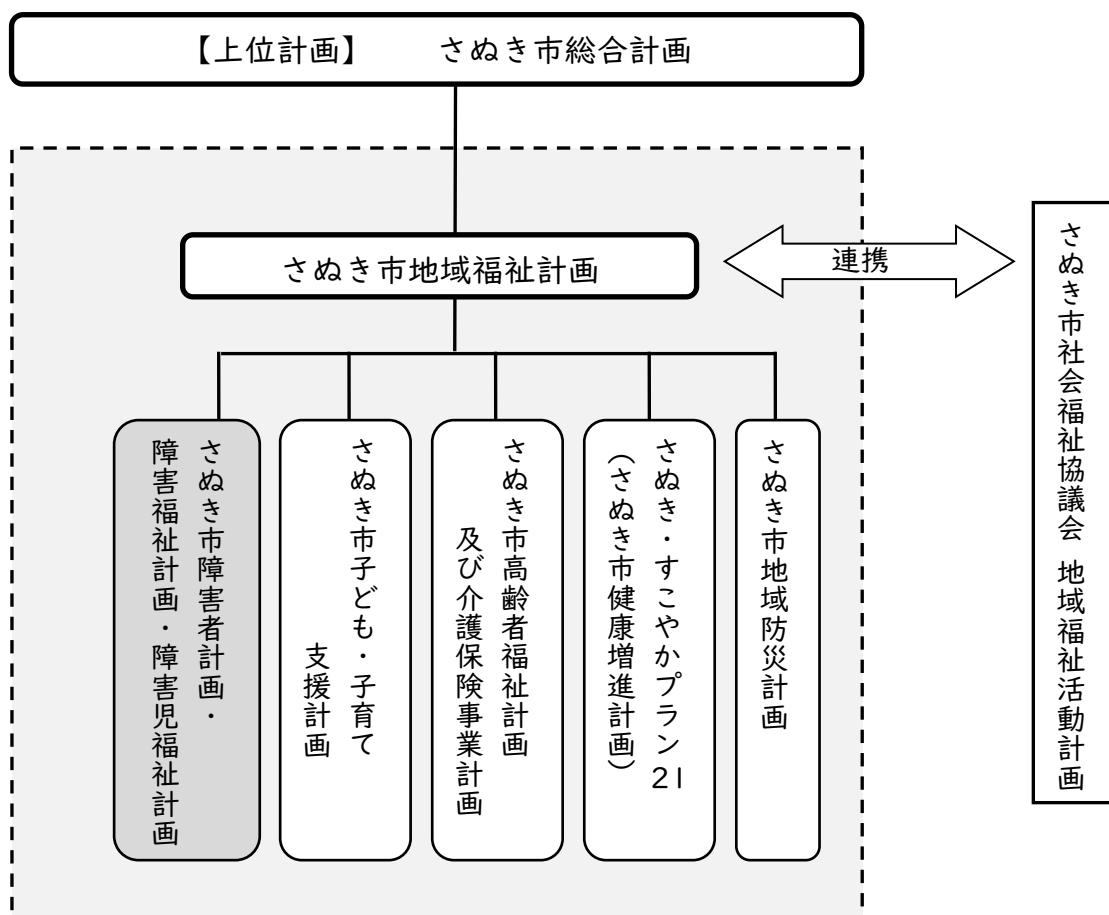
「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」のいずれも、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。

年度 (平成・令和)	27	28	29	30	31 元	2	3	4	5	6	7	8
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者 計画	さぬき市 障害者計画 (第4次)			さぬき市 障害者計画 (第5次)			さぬき市 障害者計画 (第6次)			次期計画		
												
障害福祉 計画	さぬき市 障害福祉計画 (第4期)			さぬき市 障害福祉計画 (第5期)			さぬき市 障害福祉計画 (第6期)			次期計画		
												
障害児福祉 計画				さぬき市 障害児福祉計画 (第1期)			さぬき市 障害児福祉計画 (第2期)			次期計画		
												



(2) 他の計画との関連

本計画の策定に当たっては、「さぬき市総合計画」を上位計画とし、「さぬき市地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「さぬき市子ども・子育て支援計画」等の関連計画との調和を図ります。



第2章 障害者を取り巻く現状

1 人口の推移

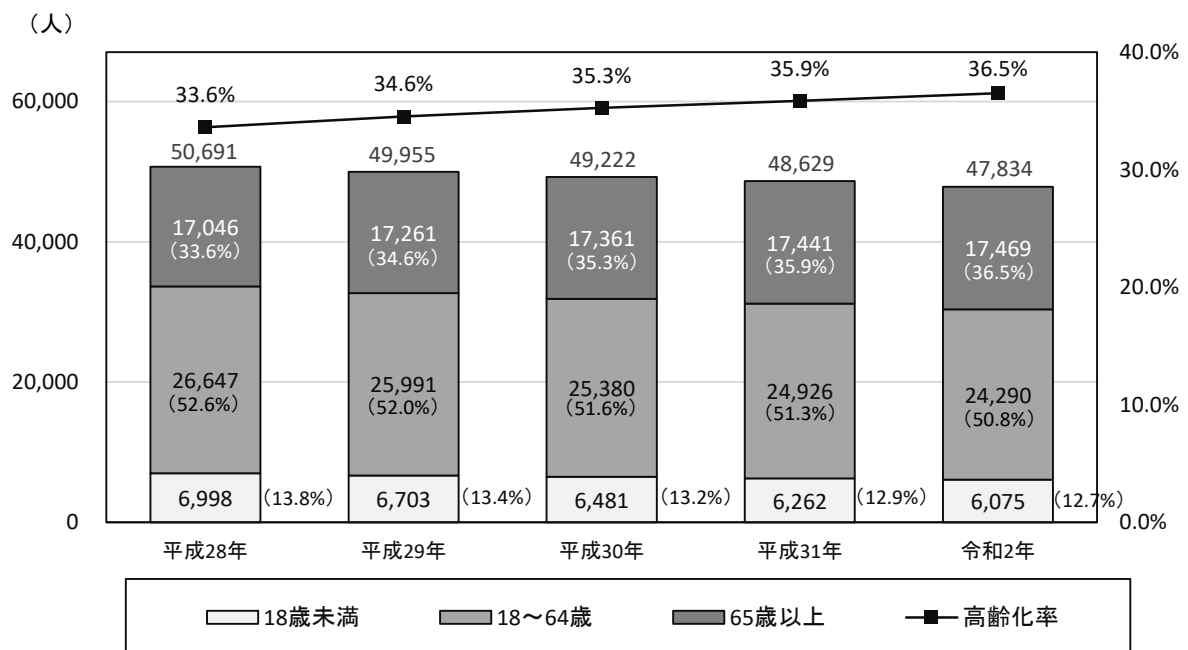
(1) 人口・世帯の推移

本市の人口は、減少傾向で推移しており、平成29年には5万人を割り込み、令和2年には47,834人となっています。一方で、高齢者人口は、増加傾向であり、それに伴い高齢化率は上昇しています。平成28年には33.6%でしたが、令和2年には36.5%へと増加しています。今後も、人口減少と高齢化が進むことが予測されます。

■人口と高齢化率の推移

単位：人、%

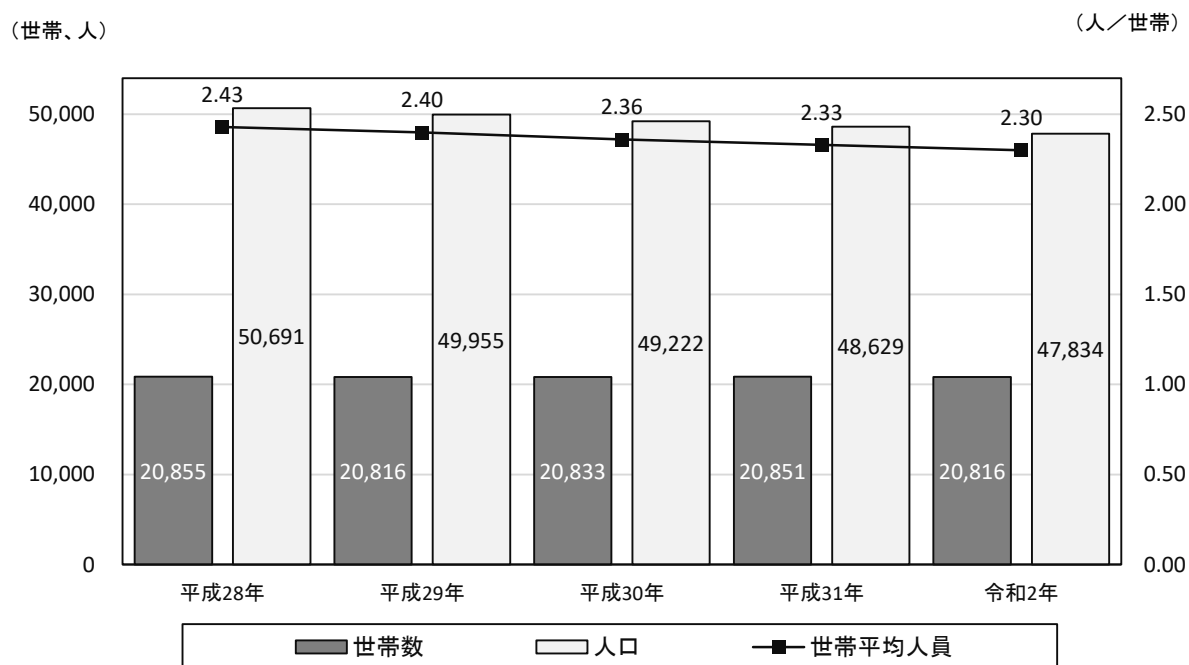
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
総数	50,691	49,955	49,222	48,629	47,834
65 歳以上	17,046	17,261	17,361	17,441	17,469
18～64 歳	26,647	25,991	25,380	24,926	24,290
18 歳未満	6,998	6,703	6,481	6,262	6,075
高齢化率	33.6	34.6	35.3	35.9	36.5



【資料】住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の推移

本市の世帯数は、この5年間では横ばい傾向となっています。1世帯当たりの世帯構成員数で見ると減少しており、核家族世帯や独居世帯が増加していることが推測されます。



【資料】住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者の推移

本市に居住する障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複を含む。））は、令和2年4月1日現在で3,146人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

また、手帳所持者の総人口に占める割合は、6%半ばで推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

■ 手帳所持者の推移

単位：人、%

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	2,628	2,578	2,529	2,483	2,398
療育手帳	402	417	419	426	438
精神保健福祉手帳	223	238	262	290	310
手帳所持者合計	3,253	3,233	3,210	3,199	3,146
手帳所持者合計／総人口	6.4	6.5	6.5	6.6	6.6

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者の年齢構成を見ると、令和2年では18歳未満は1.0%、18～64歳が20.5%、65歳以上78.5%となっており、身体障害者は65歳以上が圧倒的多数を占めていることが分かります。推移を見ると、65歳以上の減少が大きくなっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～17歳	23	25	26	25	23
18～64歳	588	549	517	508	491
65歳以上	2,017	2,004	1,986	1,950	1,884
手帳所持者合計	2,628	2,578	2,529	2,483	2,398

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	728	728	736	746	719
2級	369	360	356	348	324
3級	453	432	419	415	409
4級	766	748	724	686	667
5級	153	153	141	138	138
6級	159	157	153	150	141
合計	2,628	2,578	2,529	2,483	2,398

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の部位別）

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	195	196	190	191	187
聴覚・平衡機能障害	168	169	170	171	168
音声・言語・ そしゃく機能障害	30	29	32	32	30
肢体不自由	1,464	1,422	1,370	1,325	1,265
内部障害	771	762	767	764	748
合計	2,628	2,578	2,529	2,483	2,398

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

(3) 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者の年齢構成を見ると、令和2年では18歳未満は13.0%、18～64歳は72.2%、65歳以上は14.8%となっており、知的障害者は18～64歳が圧倒的多数を占めていることが分かります。推移を見ると、65歳以上が平成30年以降増加傾向にあり、18～64歳が圧倒的多数を占めていることから、増加傾向が続くと見込まれます。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～17歳	61	58	59	57	57
18～64歳	290	302	306	314	316
65歳以上	51	57	54	55	65
手帳所持者合計	402	417	419	426	438

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

■ 療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
㊤	82	84	80	81	79
A	100	99	98	99	102
㊤	125	132	137	135	140
B	95	102	104	111	117
合計	402	417	419	426	438

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成を見ると、令和2年では18歳未満は1.6%、18～64歳は79.0%、65歳以上は19.4%となっており、精神障害者は18～64歳が圧倒的多数を占めていることが分かります。推移を見ると、65歳以上が平成30年以降増加傾向にあり、18～64歳が圧倒的多数を占めていることから、増加傾向が続くと見込まれます。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～17歳	2	3	4	4	5
18～64歳	177	192	207	228	245
65歳以上	44	43	51	58	60
手帳所持者合計	223	238	262	290	310

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	19	21	20	23	28
2級	151	153	166	182	187
3級	53	64	76	85	95
合計	223	238	262	290	310

【資料】障害福祉課（各年4月1日現在）

(5) 難病患者などの状況

■ 特定疾患および指定難病受給者と小児慢性特定疾患対策受給者の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
特定疾患・指定 難病受給者	507	514	545	520	512
小児慢性特定 疾患受給者	48	46	53	39	41
合計	555	560	598	559	553

【資料】香川県（各年3月31日現在）

(6) 障害支援区分の状況

■ 障害支援区分認定者数の推移

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
区分 1	12	10	6	5	6
区分 2	50	51	53	48	42
区分 3	61	53	53	52	51
区分 4	49	52	49	53	55
区分 5	35	39	39	42	39
区分 6	74	75	73	73	71
総数	281	280	273	273	264

【資料】障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(7) 障害児保育の実施状況

■ 障害児保育の実施状況（児童数）

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育所（園）	3	3	2	2	1
放課後児童クラブ	10	11	18	15	14
計	13	14	20	17	15

【資料】幼保子ども園課、子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

■ 障害児保育の実施状況（加配職員数）

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育所（園）	3	3	2	2	1
放課後児童クラブ	8	6	8	9	11
計	11	9	10	11	12

【資料】幼保子ども園課、子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

(8) 特別支援学級等の状況

■ 特別支援学級の在籍者数

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学校	52	58	67	76	79
中学校	20	17	21	16	22
合計	72	75	88	92	101

【資料】学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

■ 通級指導教室の在籍者数

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学校	10	9	10	9	9
中学校	0	0	0	0	0
計	10	9	10	9	9

【資料】学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

(9) 経済的支援の受給状況

■ 各種経済的支援受給者数等の推移

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
特別障害者手当	受給者数	81	75	72	74	74
障害児福祉手当	受給者数	25	24	23	21	20
特別児童扶養手当	受給者数	55	52	51	51	51
心身障害者扶養 共済制度	加入者数	47	47	47	47	44
	受給者数	27	28	28	30	32

【資料】障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■ 自立支援医療の受給者の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
精神通院	503	510	524	544	577
更生医療	128	140	121	125	126
育成医療	16	24	14	14	7
計	647	674	659	683	710

【資料】障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

3 アンケート調査等の概要

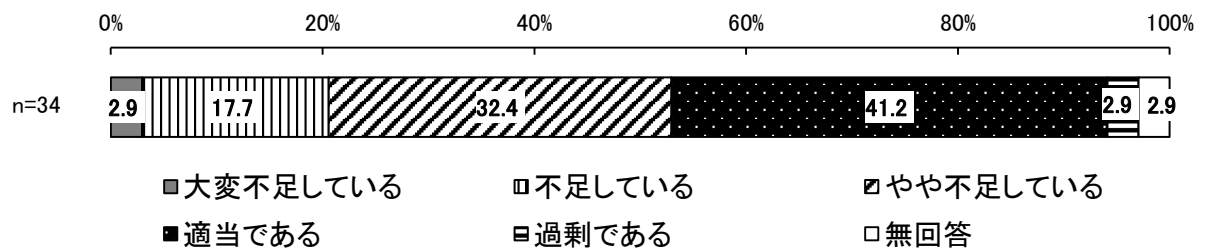
(1) アンケート調査の概要

項 目	アンケート調査	ヒアリング調査
調査対象者	・さぬき市から利用のある障害福祉サービス事業所（市外を含む。）	・社会福祉法人 さぬき市社会福祉協議会 ・障害者団体 3団体
調査時期	令和2年8月26日～9月15日	令和2年9月14日
人数等	・配布数 50件 ・有効回収数 29件 ・有効回収率 58.0%	・さぬき市社会福祉協議会 担当者 5名 ・障害者団体 各団体の代表者 3名
調査方法	・対象の抽出 各サービスの利用者上位のものから50件を抽出 ・配布方法 郵送配布、回収	・調査方法 面談による聞き取り ・場所 さぬき市寒川庁舎 多目的ホール

(2) 事業所アンケート調査結果の概要

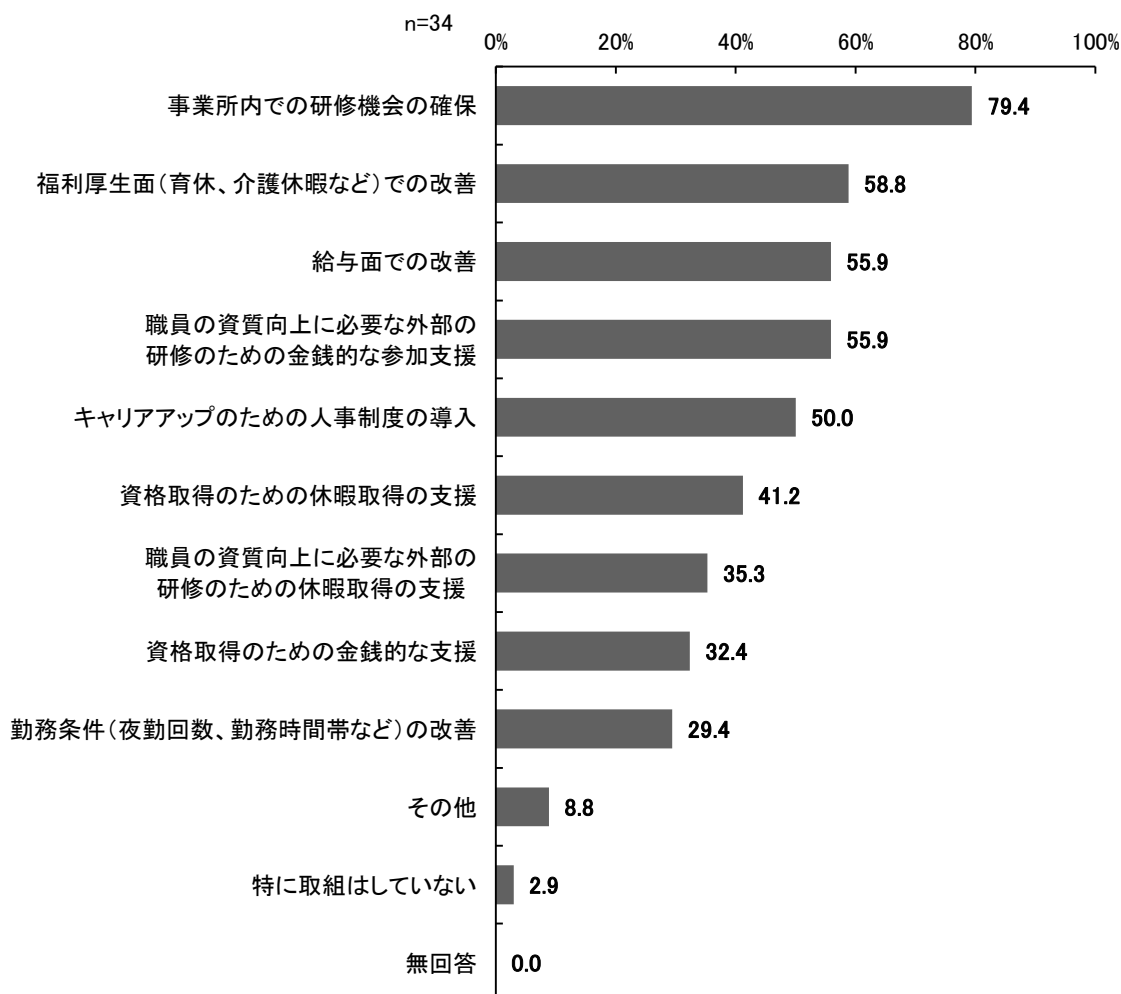
■ 業務量に対する職員の過不足

業務量に対して、職員が「適当である」は41.2%であり、「大変不足している」「不足している」「やや不足している」の割合の合計は53.0%となっており、半数以上の事業所で職員が不足しています。



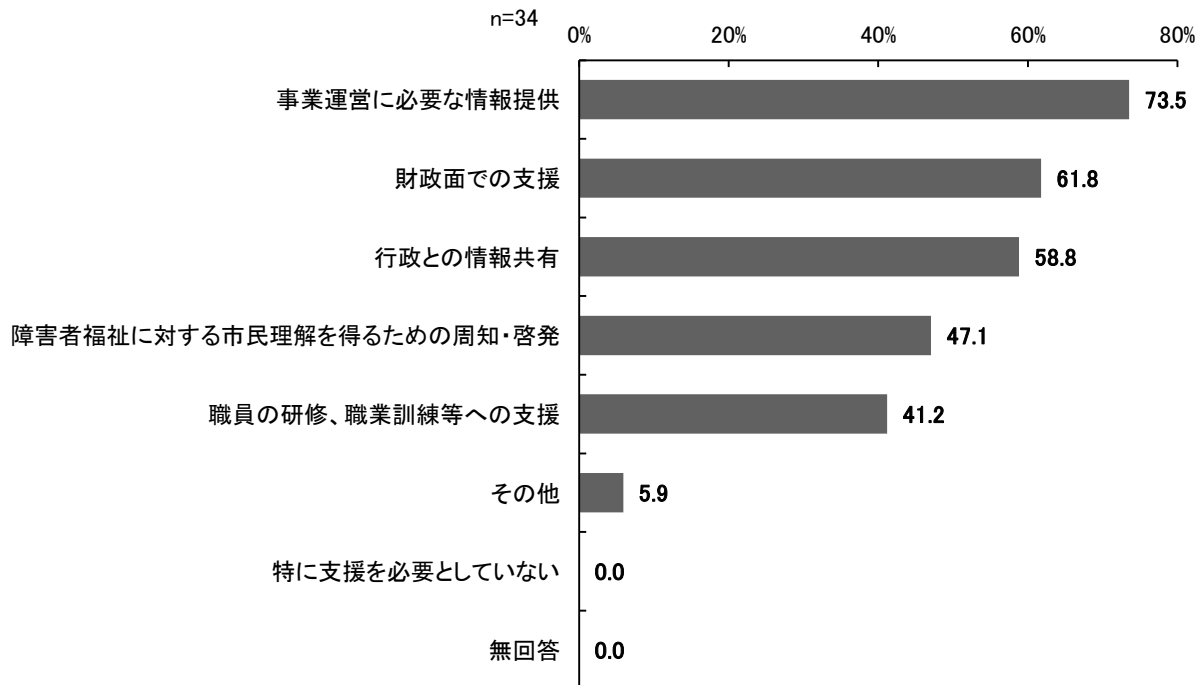
■ 職員定着のための取組

職員定着のための取組は、「事業所内での研修機会の確保」「職員の資質向上に必要な外部の研修のための金銭的な参加支援」「キャリアアップのための人事制度の導入」の職員の資質の向上に関することが上位回答として挙げられています。また、「福利厚生面（育休、介護休暇など）での改善」「給与面での改善」などの職場環境の改善も、上位回答として挙げられています。



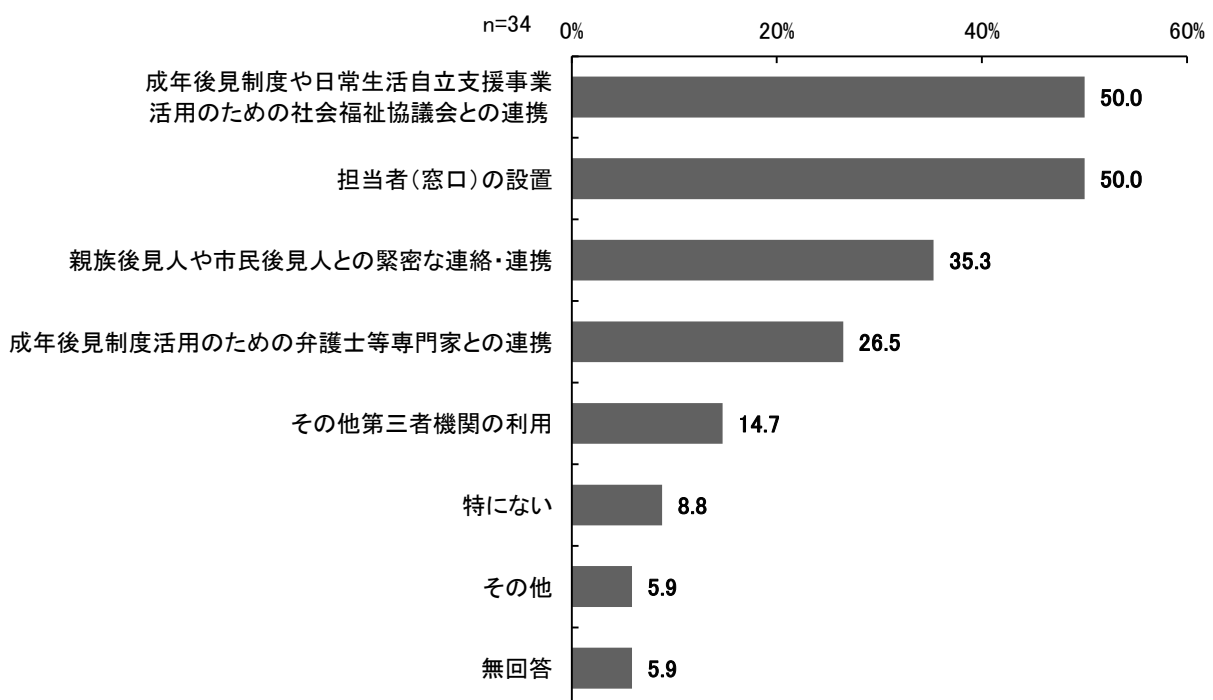
■ 事業運営に当たって必要な支援

事業運営に必要な支援は、「事業運営に必要な情報提供」73.5%、「財政面での支援」61.8%、「行政との情報共有」58.8%となっています。



■ 権利擁護のための取組

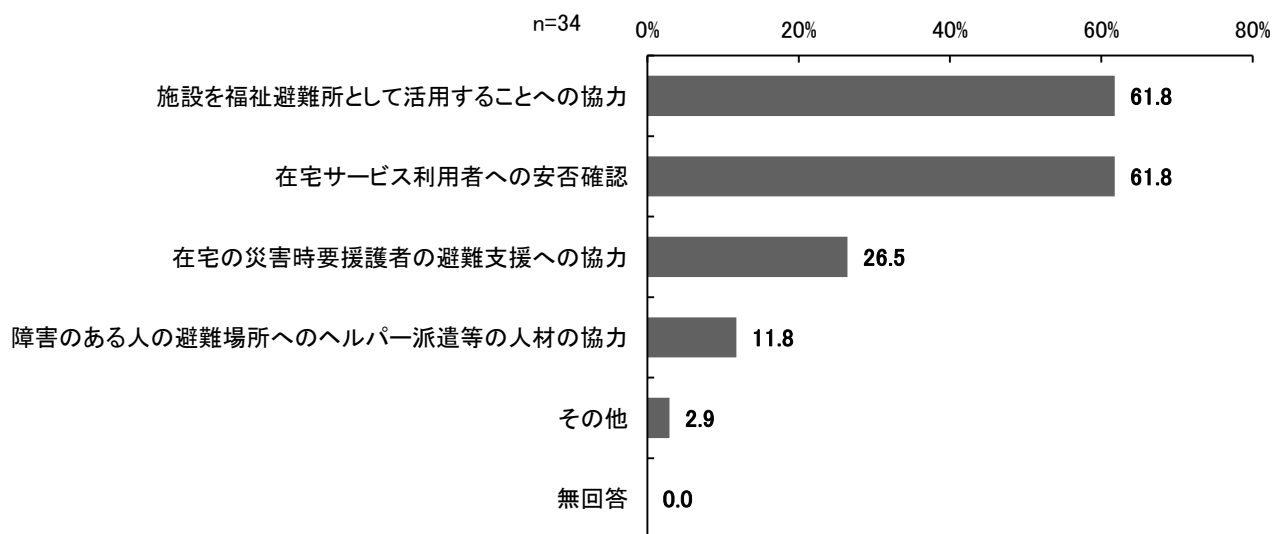
権利擁護のための取組は、「成年後見制度や日常生活自立支援事業活用のための社会福祉協議会との連携」と「担当者（窓口）の設置」がともに 50.0%、「親族後見人や市民後見人との緊密な連絡・連携」が 35.3%となっています。



■ 災害時に障害のある人への支援できること

災害時に障害のある人への支援は、「施設を福祉避難所として活用することへの協力」と「在宅サービス利用者への安否確認」がともに61.8%と最も高く、「在宅の災害時要援護者の避難支援への協力」が26.5%、「障害のある人の避難場所へのヘルパー派遣等の人材の協力」が11.8%となっています。

「在宅の災害時要援護者の避難支援への協力」と「障害のある人の避難場所へのヘルパー派遣等の人材の協力」は、3割以下となっています。



(3) 団体等ヒアリング調査結果の概要

■防災に関すること

- ・地域の防災訓練に障害者が地域の防災訓練に参加することは少ないです。
- ・障害のある人をどうやって避難させるか訓練することが大切だと思います。
- ・避難訓練に参加してもらうためには、民生委員さんや近所で防災に詳しい人が声を掛け、日頃のつながりが大切です。

■就労に関すること

- ・就労には個人的な差があると思います。
- ・就労継続支援 B 型から一般就労への移行は、ここ数年ありません。B 型から一般就労は難しいと思います。

■権利擁護に関すること

- ・後見人を付けないと入れない施設もあり、親は悩んでいます。本当に信用できる後見人がついてくれるかも親は心配です。
- ・親があまり、制度を知らないと思います。
- ・一人暮らしの方でお金の管理が難しい方はいます。ご家族がきちんと管理できる人はいいのですが、管理できない人は難しいです。

■差別や虐待に関すること

- ・だいぶ改善されていると思います。差別的発言は、少なくなりました。
- ・一方で、差別的なことも一部では残っています。

■障害福祉サービスに関すること

- ・サービス事業者に断られるケースは、距離が遠いので送迎が難しい場合、本人が通所できる状態でない場合、事業所の人員が少ない場合です。

■地域の問題

- ・障害者の親も高齢で障害者の世帯では、親が認知症の可能性があり、経済面・介護問題を抱えると生活困難に陥る危険性があります。
- ・子が障害者で GH 入所、親が高齢者で施設入所している世帯は、在宅が基本となる支援サービスに結び付かないケースがあります。

4 計画の課題

障害者施策の動向や統計データ、各調査の結果を総合的に勘案し、本市における障害のある人を取り巻く課題について整理すると、次のとおりとなります。

① 障害や障害のある人に対する理解及び交流を通じた啓発活動

「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」が施行され、本市では、障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めることなどを目的として、啓発活動に取り組んできました。そして、平成31年4月に「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を、令和元年7月には「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を施行しました。

今、地域社会においては、「障害のある人と障害のない人との交流」が求められています。「障害のある人と障害のない人との交流」の場をつくることを通して、引き続き、障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格や個性を認め、尊重することのできる社会の形成が求められます。

② 生活支援サービスの提供体制の構築

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生き生きと自立した生活を送れるようにするためには、自らの特性を理解するとともに、必要なサービスを選択する必要があります。

地域において、障害のある人を介護・支援している人の負担軽減を図ることも必要です。

地域の高齢化が進んでいく中、障害のある人が高齢になっても地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりと、障害のある児童が成長や発達に応じた必要な支援を受けながら地域で暮らしていくための生活支援サービスの充実が求められています。

また、サービスを提供する事業者では、ニーズに応じた福祉人材の確保と育成が難しくなっていることから、地域で連携して生活支援サービスの提供体制の整備が求められています。

3 保健・医療体制の充実

障害は、発生を予防することが基本となり、早期発見、早期治療により、障害の程度を軽減することが重要です。県や医療機関などの関係機関との連携を深め、健康管理、障害の予防・軽減のための医療、リハビリテーション、在宅ケアなど、一貫したサービスが提供できるよう関係機関が連携を図ることが重要です。

このように、地域における医療体制やリハビリテーション体制の充実を図り、安心して暮らせる支援体制が求められています。

4 保育・療育・教育の提供

障害のある児童生徒は、発達のレベルや障害の程度が様々であるため、一人一人の状況に応じて、その可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていくような療育・教育の場が必要です。学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な指導・支援が必要であり、障害のある子ども及びその保護者に対する乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育相談指導体制の整備が重要となっています。

子どものうちから障害や障害のある人に接するとともに、障害に対する正しい理解を周知していくことも、「地域共生社会」の実現に向けて必要な取組となっています。

5 障害のある人の雇用・就労の促進

障害者が社会的な自立を図るためには、自身の能力や適性に合わせた勤労は必須のものとなります。就労により収入を得ることで生活基盤が確立し、生活の質を高めるだけでなく、生きがいをもって生活することが可能になります。

しかし、新型コロナウイルスの影響など不安定な経済情勢ともあいまって、一般企業への就職は、限られたものとなっています。

働く意欲や能力のある障害者に対する就労支援は、職場全体での理解を得ることや仕事の内容と本人の特性が合致する環境整備が必要で、関連機関と連携し、雇用を促進する就労環境を整えることが求められています。

6 障害のある人の社会参加の促進

障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、障害のある人が地域社会における多様な場に主体的に参加できるような環境の整備に引き続き努めていく必要があります。

地域活動をはじめ、様々な社会活動に障害者が参加しやすいようにしていくことが必要です。社会活動への障害者の参加意欲を高めていくとともに、障害者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年に施行され、文化芸術活動を通じた健康の保持増進、生きがいづくり等によって生活の質を高めて生き生きと暮らすことができるように、多様な社会活動機会の場をつくることが求められています。

7 生活環境の整備・向上

障害のある人が地域で生活していくためには、心理的障壁だけではなく、物理的障壁も取り除いていく必要があります。庁舎をはじめとした公共性の高い施設や道路・橋梁といった生活インフラについても、障害の有無や年齢などにかかわらず、全ての人が利用しやすいよう、生活環境を整えていく必要があります。

地震や風水害への不安が高まっています。障害のある人が地域で安心して生活していくためには、日頃の緊急通報体制とともに、災害時の避難支援体制の確保が重要です。

さらに、障害のある人の権利や財産を保護するための成年後見体制の整備・充実、権利擁護の制度の利用を通して、生活の安心を確保できることが求められています。

第2部
さぬき市障害者計画
（第6次）



第1章 計画の体系

1 基本理念

障害のある人が住み慣れた地域で自分自身の生き方を主体的に選択し、決定できる社会の実現に向けて、必要な情報の提供や相談、サービスの利用援助、利用者の権利擁護等、幅広い支援の提供に努めていく必要があります。また、障害福祉サービスの提供に当たっても、質・量ともに十分なサービスを提供できるよう、サービス事業所の確保に努めるとともに、関係機関との連携を図っていく必要があります。

障害の有無にかかわらず、全ての市民が地域に暮らす一員として共に生き生きと暮らせるさぬき市の創出を目指し、本計画における基本理念を次のように定めます。

なお、この基本理念は、第5期計画の基本理念を継承するものとして設定しています。

基本理念

だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき



2 施策の展開に当たっての基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、本市では、次の7つの視点を設定し、各施策を展開することにより、障害のある人を支援し、「地域共生社会」の構築につながるよう努めていきます。

1 障害や障害のある人に対する理解及び交流を通じた啓発活動

本市では、平成31年4月に「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を、令和元年7月には「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を施行しました。

障害のある人やボランティア活動に対する理解の促進を図るため、広報紙や交流、ふれあいの機会を通じた市民に対する啓発活動などにより、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。

多様化するニーズに対応するため、サービスなどに関する情報提供体制の充実を図るとともに、障害のある人を支える福祉活動については、ボランティアやNPO、障害者団体等の活動の活性化を図ります。

また、障害のある人となない人との交流の場を創出し、様々な交流の場で、障害への理解を深める啓発活動に取り組んでいきます。

2 生活支援サービスの提供体制の構築

障害のある人が必要なサービスを自ら選択し、自らの人生や生き方を選び取ることができるよう、利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実を図り、障害のある人の豊かな地域生活の実現に資するための体制の確立に努めます。

各種サービスについて、市民への普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図るために、現在問題となっている福祉人材の確保について、国・県の施策や介護保険制度と連携を図りながら、人材の育成等の方策について検討していきます。

また、障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。

3 保健・医療体制の充実

障害の起因となり得る生活習慣病についての対策、疾病の予防、早期発見、母子保健の充実に努めるとともに、障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションを充実し、医療サービスの充実に促進します。

全ての市民が健やかな身体を維持し、生き生きとした暮らしを送ることができるよう、健診の受診勧奨に努めます。

4 保育・療育・教育の提供

障害のある子どもに対しては、早い段階での適切な支援により、乳幼児期の成長を支援し、その能力を最大限に伸ばしていくことができます。障害のある子ども一人一人の状況やニーズに応じた適切な療育・教育を受けられるよう、各関係機関との情報連携を進めるとともに、対応するための体制を整えていくことが必要です。

保育園や学校等において、子ども、保護者、職員に障害に対する正しい知識の浸透に努めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもの交流を図っていきます。

また、障害のある子どもを支える保護者のニーズを把握し、障害児保育の充実や放課後児童クラブにおける障害児の受入れなどを進めていきます。

5 障害のある人の雇用・就労の促進

障害のある人の社会的な自立に向けて、個々の適性や能力に応じて継続的に就労していくことができるよう、障害の特性に応じた就労支援を進めます。障害のある人の一般就労に当たって、市内の企業に対する働き掛けを進め、さぬき市内での就労を希望する人が地域で就労できるような環境の整備に努めます。

6 障害のある人の社会参加の促進

障害のある人もない人も分け隔てなく交流できる機会や触れ合うことができる機会の一つであるスポーツや芸術文化活動を支援するとともに、人生を豊かにする生涯学習の場の充実に努めます。

そして、障害者の芸術文化活動の場やその活動の発表の場を提供するなどの支援に努めます。

また、視覚障害者等の読書環境の整備を進め、視覚障害者の図書館利用の促進を図るとともに、移動支援やコミュニケーション支援により、障害のある人が社会とのつながりを維持することができるよう努めます。

7 生活環境の整備・向上

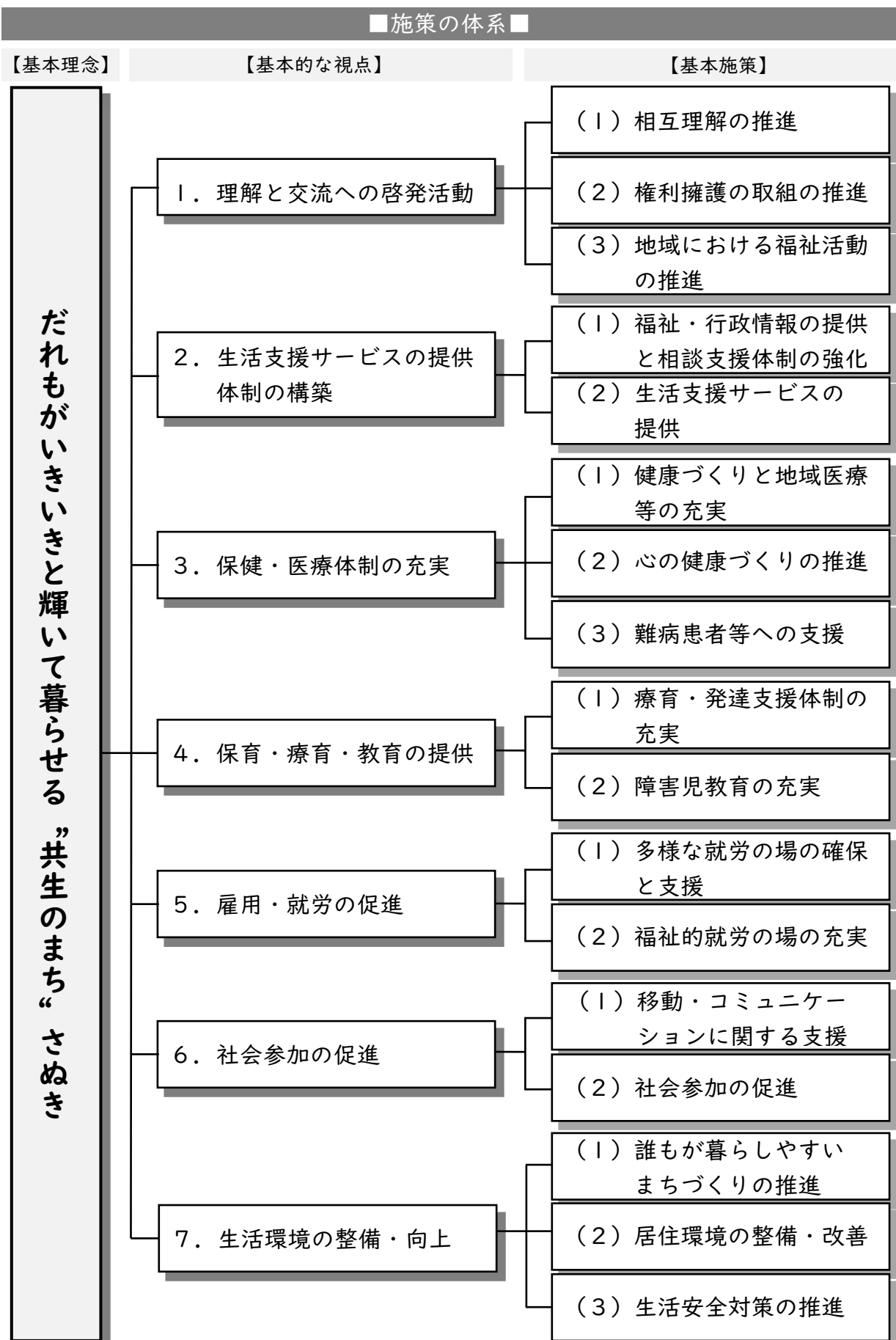
障害のある人の安心・安全な暮らしを実現するためには、生活基盤である住まいの確保や生活環境の整備、防災・防犯・交通上の安全確保は欠かせません。障害の有無にかかわらず、全ての市民が快適かつ安全・安心に生活することができるよう、住宅や公共施設、道路などといった生活環境の整備、向上を図るとともに、地域における防災・防犯対策の充実に努めます。

また、消費者犯罪から障害のある人などを保護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進し、市民の権利や財産を保護する取組を進めます。



3 施策体系

本計画における基本理念の実現に向けて、障害のある人に関する施策を次のように整理します。



第2章 計画の推進

I 理解と交流への啓発活動

（I）相互理解の推進

【施策の方針】

障害の有無にかかわらず、市民の一人一人が尊厳を持つかけがえのない存在として尊重され、共に支え合う地域社会の構築のためには、障害に対する正しい理解が必要です。広報活動を通じて障害や障害のある人に対する正しい理解を広めていくとともに、障害のある人の地域活動への参加を呼び掛け、障害や障害のある人となない人や地域との交流の場を創出します。また、一人一人の特性や個性を認め合えるよう、幼児・学童期の福祉教育を推進していきます。

【主要施策】

①障害に対する正しい知識の普及・理解促進

施策・事業	概要	担当課
1 広報紙等を通じた啓発の推進	広報紙やパンフレット、ホームページ、CATVなど多様な広報媒体を活用し、障害のある人の自立や社会への参加に向けた様々な取組を紹介し、障害者や障害者団体の自主的・主体的な活動の情報提供、啓発に努めます。	障害福祉課
2 障害のある人の地域活動等への参加促進	障害者団体やボランティア団体等との連携を深めつつ協力し、障害のある人の地域活動やイベント等への参加を促進し、障害のある人となない人の交流の場を創出するよう、継続的に呼び掛けを行います。	障害福祉課

②福祉教育の推進施策・事業

施策・事業	概要	担当課
1 福祉体験学習・人権教育の推進	子どもたちへ障害と障害のある人への理解が深まるよう、各学校、各学年の実態に即して、総合的な学習の時間や生活科等の学習での人権学習を推進します。また、福祉施設等での交流や体験学習を通して思い合う心やいたわりの心を育てていくよう、交流機会の充実に努めます。	学校教育課

（２）権利擁護の取組の推進

【施策の方針】

成年後見制度利用促進基本計画に基づき中核機関を設置し、障害のある人に成年後見制度や日常生活自立支援事業といった権利擁護に関する事業を活用してもらえるよう、広報・啓発を進め、障害のある人の権利や財産等を守る取組を進めます。

また、虐待等の発生を防止するため、関係機関との連携を進めていきます。

【主要施策】

①権利擁護の推進

施策・事業	概要	担当課
1 成年後見制度の普及と利用支援	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、成年後見制度の利用に対する成年後見人に対して費用の助成を行います。 関係機関と連携し、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるように、制度の普及・啓発を目的に、パンフレット配布、地域での講話、ホームページへの掲載等情報提供に努め、制度の利用について促進を図ります。 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を、さぬき市地域包括支援センターに設置します。	長寿介護課 障害福祉課
2 日常生活自立支援事業の推進	判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を推進します。	障害福祉課
3 障害のある人の虐待防止に向けたネットワークづくり	障害のある人に対する虐待の防止に向け、さぬき市障害者虐待防止センター及びさぬき市障害者虐待防止等連携協議会を設置し、関係機関と顔の見えるネットワークづくりを構築しています。	障害福祉課
4 障害のある人の差別解消の推進	国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」の一般市民及び市職員に向けた啓発活動に取り組み、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組みます。 障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに一人一人の尊厳を大切にしよう共生のまちづくりを推進するため、「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を制定しました。（平成31年4月1日施行）	障害福祉課

（３）地域における福祉活動の推進

【施策の方針】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、公的な福祉サービスだけではなく、周囲の人の支援を得ることが不可欠です。地域福祉活動に関わる NPO 団体やボランティア団体などへの支援を行うとともに、民生委員・児童委員の活動を支援することにより、障害のある人となない人が共に暮らす「地域共生社会」の実現を図ります。

【主要施策】

①地域福祉活動の推進

施策・事業	概要	担当課
1 地域福祉活動の推進	誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動の推進に向けて取り組みます。 地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その解決に向けて取り組むことができるよう、地域住民やボランティアなどの参加・参画による活動や利用者の視点に立った福祉サービスを提供できる体制づくりと基盤の充実に取り組みます。	福祉総務課
2 民生委員・児童委員活動の支援	障害のある人の身近な相談・支援者である民生委員・児童委員の活動に対する支援に努めます。 また、各種団体等が開催する研修会・講演会等に積極的に参加し、各委員のスキルアップを図ります。	福祉総務課

②ボランティア活動の推進

施策・事業	概要	担当課
1 障害者支援ボランティアの育成	県や社会福祉協議会、障害者団体等と連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記、移動支援など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。	障害福祉課
2 障害者ボランティアネットワークの推進	障害のある人が身近にボランティアによる支援を受けられる環境、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境をつくるため、社会福祉協議会や障害者団体、ボランティア活動団体によるネットワークづくりを推進します。 社会福祉協議会におけるボランティアセンター事業を活用し、地域でボランティア活動をしやすいするための、情報提供などの援助を行います。	障害福祉課

2 生活支援サービスの提供体制の構築

（1）福祉・行政情報の提供と相談支援体制の強化

【施策の方針】

障害福祉サービスを必要とする市民が、各種行政情報や保健・医療・福祉サービスに関する情報など、必要な情報にアクセスできるよう、アクセシビリティ※¹の向上を図り、分かりやすい広報活動を進めていく必要があります。

また、障害のある人やその家族の相談に対応し、各種福祉サービスや事業の円滑な利用が可能となるような相談支援体制を整えていきます。

【主要施策】

①広報・情報提供の充実

施策・事業	概要	担当課
1 障害福祉に関する情報提供の充実	広報紙やホームページなど、多様な媒体を通じて障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法、市内関係施設の案内等を分かりやすく紹介していきます。 また、各種障害福祉制度等の改正があった場合には、広報紙などの多様な媒体やサービス事業所、関係機関・団体等を通じての情報提供に努めます。	障害福祉課
2 行政情報のバリアフリー化	広報紙等の行政刊行物の発行や市民に対する情報提供に際しては、CDや音声データ等による「声の広報」等を作成し、それぞれの障害に応じた情報提供を図るよう配慮に努め、行政情報のバリアフリー化を促進します。 公共施設のホームページ等へのアクセスのしやすさに配慮します。	障害福祉課 秘書広報課

※1 アクセシビリティとは

施設・設備、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

②相談支援体制づくり

施策・事業	概要	担当課
1 障害のある人のための相談支援事業の実施	障害者相談支援事業など、障害のある人や家族等の相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や自立に向けた支援、ピアカウンセリング※ ¹ 、介護相談、生活情報の提供等を総合的に行う各種相談事業等の円滑な実施に努め、専門知識を持つ相談支援専門員を配置し、24 時間体制で総合的な相談に対応します。	障害福祉課
2 身近な相談機能の充実	身近な地域における相談者となる身体・知的障害者相談員や民生委員・児童委員等の活動への支援に努め、相談制度の周知を図るとともに相談員の資質向上を図ります。	障害福祉課 福祉総務課
3 相談支援機関のネットワーク化	障害福祉に関する相談支援・案内等が総合的に提供できる環境づくりを進めるため、市内及び近隣地域の相談支援機関による日常的な連携・調整に努めます。委託相談支援事業所が核となり、大川圏域地域自立支援協議会※ ² の活動を通じて地域の支援機関の連携体制の構築を図ります。	障害福祉課
4 障害者自立支援協議会の充実	障害のある人や家族等を支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを進めるため、本市と東かがわ市で構成する「大川圏域地域自立支援協議会」を設置しています。相談支援の充実や障害福祉計画の策定から点検まで、一層の充実と有効活用を図ります。	障害福祉課
5 新しい生活様式に対応した相談体制の構築	相談業務の新たな形としてオンライン相談システムを導入し、今後、相談者の要請に応じて、システムを活用した相談業務を行います。	障害福祉課

※1 ピアカウンセリングとは

専門家を介せず、先輩格の障害者自らが、自己体験に基づいて悩みを持つ者同士の相談に応じ、その解決を図ること。

※2 大川圏域地域自立支援協議会とは

東かがわ市・さぬき市の障害者支援に関わる機関及び行政で構成された組織で、障害者総合支援法に基づき、両市の障害のある方、その家族などからの様々な相談やニーズについて、関係機関が情報を共有し連携を図りながら、解決に向けての具体的方法を検討しており、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」の実現を目指しています。

（２）生活支援サービスの提供

【施策の方針】

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るためには、身近な地域で一人一人に合った相談や支援を受けることができる体制が求められます。市内・近隣自治体のサービス事業所による障害福祉サービスを確保・充実するとともに、県などの関係機関との連携・調整を図っていきます。

また、制度改正等に対応し、本市に居住する障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう、適切なケアプランの作成・見直し等を通じて公平性の高いサービス提供を進めていきます。

【主要施策】

①在宅生活への支援

施策・事業	概要	担当課
1 居宅介護等の ホームヘルプ サービスの推進	障害のある人が地域社会の中で安心して、また、自ら望む生活が送れるよう、身体介護、家事援助、相談などのサービスを障害の種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。	障害福祉課
2 短期入所（ショートステイ） 事業等の推進	一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、居宅で介護を行う人が疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所（宿泊）するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。	障害福祉課
3 日中一時支援 事業の充実	サービス事業所との調整の下に、障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するとともに、障害のある児童の学校の下校時における活動の場を提供します。	障害福祉課
4 その他の生活 支援サービスの 充実	障害のある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障害の状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。	障害福祉課

②日中活動の場の充実

施策・事業	概要	担当課
1 自立支援給付等によるサービスの提供	県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、障害者総合支援法に基づく生活介護や就労継続支援、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、地域活動支援センター等、日中活動系サービスの適切な支給に努めます。	障害福祉課

③生活の場の確保

施策・事業	概要	担当課
1 地域生活への移行に向けた取組の推進	入所施設の利用者や精神科病院への長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民等の理解と協力の下に地域生活への円滑な移行が図られるよう、地域移行支援、地域定着支援など相談支援の取組を進めます。	障害福祉課
2 地域における生活の場の確保	地域の中で必要な援助を受けながら、共同生活を送る場となるグループホームの開設・増設を促進するため、県や関係機関と連携しながら、運営法人等への指導・調整、助成、支援等に努めます。	障害福祉課
3 入所施設やグループホーム等における生活の質の確保	入所施設やグループホーム等における生活が利用者の意向に的確に応えたものであり、利用者の一人一人が人権を尊重された快適な生活を送ることができるよう、サービス事業所に助言・要請します。	障害福祉課
4 地域生活支援拠点の整備支援	地域における居住支援として、障害保健福祉圏域における既存の地域資源を活用しながら、地域における複数の機関が分担して面的な機能を担うことができるよう、体制づくり等を支援します。	障害福祉課

④各種制度の活用

施策・事業	概要	担当課
1 各種制度の周知と利用促進	障害のある人や家族の生活の安定を図るため、障害者年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度等について、障害のある人や家族に広く周知します。	障害福祉課
2 各種年金・手当等の給付	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児等に対し、手当の支給等、経済的援助を行い、日常生活を安定的かつ継続的に行うことができるよう支援します。	障害福祉課
3 医療費の助成	自立支援医療など、障害の軽減、回復、治療等に要した費用について、国の自立支援給付や県の制度に準じて医療費を助成し、障害のある人や家族の費用負担の軽減を図ります。	障害福祉課
4 利用者負担への配慮	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に伴う自己負担額については、国・県における基本的な考え方や近隣自治体の動向を踏まえつつ、配慮に努めます。	障害福祉課



3 保健・医療体制の充実

（1）健康づくりと地域医療等の充実

【施策の方針】

健やかな身体を維持していくことによって、人は、生き生きとした暮らしを送ることができます。全ての市民が健（検）診などを通じて自らの健康状態を知るとともに、必要な対処を取ることができるよう、健康状態を知るための機会を創出していきます。

また、障害のある人がその特性や程度に応じた医療・リハビリテーションを受けることができ、健康の維持・増進を図れるよう、県や医療機関など関係機関との連携の下に、地域の医療体制の充実についても、取り組んでいきます。

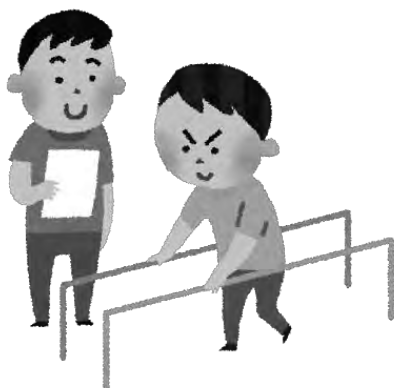
【主要施策】

①健康づくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 母子保健の充実	妊娠初期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことで、母子の健康の保持増進につながるよう、妊産婦・乳幼児等の健診を実施し、健全な成長・発達を促す支援、健康教室・訪問指導・相談等による情報の普及啓発に取り組んでいます。	国保・健康課
2 生活習慣病予防の推進	障害発生の大きな要因となるがん、脳血管疾患、心・腎疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として、各種がん検診、特定健康診査・特定保健指導等を実施し、生活習慣病を予防するとともに、疾病の早期発見、重症化予防に努めます。 また、運動や食生活について、健康教室を開催し、主体的に健康づくりに取り組めるように支援します。	国保・健康課

②地域医療との連携・リハビリテーション体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 在宅医療サービスの充実	障害のある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療や訪問看護等の充実に向けて、関係機関に働き掛けるとともに、市内・近隣地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。 また、福祉と保健・医療を包含した連携体制整備の協議の場を自立支援協議会に設置するための検討を進めます。	国保・健康課 障害福祉課
2 リハビリテーション体制の充実	障害の軽減、機能回復等を図るため、医療機関等と連携し、リハビリテーション提供体制の確保に努めます。	障害福祉課
3 生活能力の維持・向上等の支援	入所施設や病院を退所・退院した人が、地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上等を支援する自立訓練（機能訓練、生活訓練）等の場の確保に努めます。	障害福祉課



（２）心の健康づくりの推進

【施策の方針】

現代社会は、様々なストレスから心の健康を損なう人が増えていると言われています。心の健康についての正しい理解の下にストレスをコントロールすることで発病を予防したり、不調や症状に早期に気づき、適切に対応したりすることで、状態の改善や悪化の防止につながります。

精神疾患に関する医療体制については、地域で安定した生活を送るために通院医療が不可欠であることから、自立支援医療の円滑な実施に努めるとともに、県や専門医療機関との連携を図り、適切な医療が受けられるよう、支援に努めます。

【主要施策】

①心の健康づくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 心の健康づくりの推進	心の健康に関心を持ち、自分や身近な人の心の不調に早く気づき、適切な対処法について正しく理解する市民を増やすことを目的とした心の健康に関する普及啓発として、若年層対象の心の健康教室、成人期対象の心の健康づくり講演会等を開催します。	国保・健康課

②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	関係機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、障害のある人や家族に対する相談支援事業、各種教室等の充実に努めます。	障害福祉課
2 日中活動等の実施	精神障害のある人の生活能力やコミュニケーション能力の向上を目的とし、日頃の悩みや困り事についての相談に対応します。	障害福祉課
3 精神科医療体制の充実	専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、県の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。 また、保健師等の訪問指導や訪問看護など、アウトリーチ※ ¹ での支援を継続していきます。	障害福祉課

※1 アウトリーチとは

受療中断者や自らの意思では受診が困難な精神障害者には、日常生活を送るうえで、生活に支障や危機的状況が生じないためのきめ細やかな訪問を行うこと。

（3）難病患者等への支援

【施策の方針】

「難病」とは原因不明で治療方法が未確立であり、後遺症を残す可能性がある疾病であり、治療が長期にわたり、介護を必要とするケースもあります。当事者本人だけではなく、介護する家族の経済的負担や精神的負担が大きいため、社会的な支援が必要です。

また、地域で医療を受け、自己管理することで社会参画ができます。安心した生活の営みを生涯にわたり続けていくため、就労支援、相談支援の提供体制の充実が必要です。県や医療機関等と連携し、地域で適切な医療を受けられる体制づくりを進めるとともに、必要な相談支援・在宅や就労支援サービスを充実させていきます。

【主要施策】

①難病患者等への支援

施策・事業	概要	担当課
Ⅰ 居宅生活支援事業等の実施	県や医療機関等と連携し、難病患者等居宅生活支援事業（難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所（ショートステイ）事業、難病患者等日常生活用具給付事業）を実施します。	障害福祉課

4 保育・療育・教育の提供

（1）療育・発達支援体制の充実

【施策の方針】

障害のある子どもに対しては、早い段階で適切な支援を行うことにより、乳幼児期の成長を支援し、その能力を最大限に伸ばしていくことができます。乳幼児健診等の機会を利用して障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、成長段階に応じて、適切な療育や教育につなげられるよう、体制を整えていきます。障害児の保育についても、障害のある子どもとない子どもが共に育つことができるよう、幼稚園や保育園などへの障害のある子どもの受入れを引き続き進めていきます。

また、家族の関わり方が障害のある子どもの療育に及ぼす影響が大きいことから、障害のある子どもとその家族を支援する体制を整備していきます。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られることとなっています。本市においても、本制度の改正を踏まえ、障害のある子どもの多様な支援ニーズを把握し、きめ細やかな対応に努めていきます。

【主要施策】

①障害の早期発見・療育体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 乳幼児健康診 査等の実施	乳幼児健診等の実施を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見し、医療機関や療育機関、市内関係機関との連携によるフォロー体制を推進するなど、障害の早期発見・療育の充実を図ります。	国保・健康課
2 ライフステー ジごとの相談 体制の充実	障害福祉課はとすとすてっぷの臨床心理士が、学校を訪問し、対象児童・生徒の授業の様子を観察して、支援や対応の仕方について学校に助言し、児童生徒への理解を深めていきます。 就学前の幼児の所属機関(幼稚園・保育所(園)・認定こども園)に早期支援コーディネーターが定期的に巡回訪問し、気になる子について助言、関係機関の紹介、保護者との個別相談等を行い保護者が安心して子育てできるようにサポートできる体制をつくります。	学校教育課 障害福祉課 幼保こども園課

施策・事業	概要	担当課
3 学校、幼稚園・ 保育所（園）・ 認定こども園 における療育 体制の充実	障害の早期発見、望ましい成長発達を図るため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行います。また、特別支援学校や小・中学校との連携協力等を図り、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における早期教育の一層の充実に努めます。 就学支援シートの様式等の見直しを行い、早期支援コーディネーター、市内小学校、幼稚園、保育所（園）、こども園、保健師などの関係者が一堂に会し、就学前の指導や支援方法について話し合い、確かな支援の引継ぎを目指します。	幼保こども園課
4 早期療育体制 の充実	療育・発達支援に関わる関係機関の連携を図り、療育や就学・就園等に関する相談支援体制の充実に努めます。	障害福祉課
5 発達障害相談 支援事業の充 実	発達障害のある人に対し、ライフステージを通して一貫した支援を提供するため、臨床心理士等による個別相談・療育の場を設置します。 小・中学校など所属機関に臨床心理士等が訪問し、集団の場での行動観察、教職員へのフィードバックを行い、集団生活での適応を図ります。 発達障害児支援に携わる教職員に対し、研修を行い、スキルアップを図ります。 臨床心理士の専門性を生かし、地域の発達障害支援の中核となる事業としての充実に努めます。	障害福祉課



②障害のある子どもの子育て支援

施策・事業	概要	担当課
1 障害児保育の 充実	幼稚園・保育所（園）・認定こども園、放課後児童クラブの子ども・子育て支援サービスの障害児の利用ニーズの把握に努めます。 障害のある子どもに対する保育需要の動向に応じて、保育所における保育士の加配を進めるとともに、施設・設備等の改善・充実、職員理解を深めるための研修など、障害児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。 また、早期支援コーディネーターによる巡回訪問事業での支援者研修の充実を図ります。	幼保こども園課
2 放課後児童ク ラブにおける 障害児の受入 れ	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の就学児童を対象に、小学校区ごとに児童クラブを設置し、放課後及び長期休業期間に保育を行います。障害の内容・程度等により指導員を配置し、障害のある子どもについても受入れできるよう努めます。	子育て支援課
3 さぬき市ガイ ドヘルパー派 遣事業	単独での外出が困難な障害のある児童が学校等へ通園・通学する際に、ガイドヘルパーを派遣します。	障害福祉課

さぬき市発達障害相談支援事業（ほっとすてっぷ）

本市では、発達障害に関する支援を強化するため、平成18年度からさぬき市の関係各課による発達障害等支援連携会議を設置し、発達障害の早期発見と早期支援のための取組の1つとして、「さぬき市発達障害相談支援事業（ほっとすてっぷ）」を行っています。

本事業では、早期支援コーディネーター巡回訪問などの機関支援を通じて幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校等への発達障害のある児童の集団生活への適応を図るとともに、早期支援コーディネーターによる教育相談や個別相談・療育により、発達障害のある当事者への支援を行っています。また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校の教職員に対し、スキルアップの研修を行うとともに、一般市民向けの啓発研修を行うことにより、発達障害のある人とその家族への支援の質の向上を図っています。

（２）障害児教育の充実

【施策の方針】

本市では、障害者施策への積極的な取組を通じて、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ってきましたが、「地域共生社会」の実現のためには、障害そのものや障害のある人に対する理解が不可欠であり、引き続き啓発を進めていく必要があります。幼少期、学童期からの学習指導や障害のある人との交流を通じて障害に対する理解を進めていきます。

また、障害のある子どもが将来的に社会的に自立できるよう、それぞれの状況に合った教育の提供に向けて体制を整えるとともに、学校施設や設備についても誰もが利用しやすくなるよう努めていきます。

【主要施策】

①学校教育における内容の充実

施策・事業	概要	担当課
1 特別支援教育 の実施体制の 確立	障害のある子ども一人一人の状況や特性等に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施に当たり、特別支援教育支援員の配置や就学指導への支援を行います。	学校教育課
2 特別支援学級 の整備充実	毎年11月に「特別支援学級の事前調査」を実施し、児童生徒の障害の状態に配慮した環境整備、安全面及び情報保障に配慮した環境整備を進め、必要な設備・備品等の整備を行います。	学校教育課
3 体験的学習指 導の充実	生活に結び付いた学習、体験を通じた学習を推進します。	学校教育課
4 交流学習の推 進	各学校での特別支援教育の推進を支援し、交流学習等を通して障害のある児童生徒の理解の促進を図り、学校におけるインクルーシブ教育※1、ユニバーサルデザインの採用を推進します。	学校教育課
5 児童・生徒及 び家族等への 啓発等の推進	児童生徒、また、その家族等に対して、学校教育における取組を発信し、障害や障害者への理解促進を図ります。各学校において、総合的な学習の時間や生活科、道徳の授業で取り組んだ人権教育や福祉教育について、学年だよりやホームページ等を通じて家庭や地域に発信していきます。	学校教育課

※1 インクルーシブ教育とは

障害の有無に関係なく、すべての子どもが、ともに地域の学校で必要な援助を提供されながら教育を受けること。

施策・事業	概要	担当課
6 教員研修の充実	県の巡回相談や連携訪問の機会を活用し、校内の特別支援体制や児童・生徒への個別の支援について指導・助言を行います。早期支援コーディネーターの各小学校、市内幼稚園、保育所(園)、こども園への訪問により、児童・幼児への支援・指導の仕方についての助言や、適切な就学指導のための支援を行います。	学校教育課

②教育施設の整備・充実

施策・事業	概要	担当課
1 教育施設の整備	校舎の経年劣化と児童数に対する施設規模不足等、教育環境に支障を来している学校について、校舎・屋内運動場等の整備を進め、福祉のまちづくり条例を基本として、誰もが使いやすい教育施設とします。	教育総務課
2 教育設備の充実	障害のある子どもの学習を支援するための機器・設備など、教育設備の充実を図ります。	学校教育課

③進路指導の充実

施策・事業	概要	担当課
1 進路指導の充実	学校見学や説明会の実施等を通じて、本人や保護者への進路情報の提供に努めます。就学指導の際には、本人や保護者の希望を聴くだけでなく、不安や悩みに寄り添い、障害の特性に応じた適切な教育の場を選択できるように支援します。	学校教育課
2 進路の確保に向けた要請	市内・近隣地域における県立養護学校や福祉関係施設、関係機関と連携を図り、職業教育や作業学習の充実と多様な進路の確保について県や関係機関に要請します。	学校教育課

5 雇用・就労の促進

（1）多様な就労の場の確保と支援

【施策の方針】

障害のある人が社会的に自立するためには、就労による経済的な自立が欠かせません。就労は社会とのつながりを構築するとともに、自己実現の場としての役割を果たすものとなっています。

障害のある人の一般就労に当たっては、市内の企業・事業所等が障害や障害のある人についての理解や認識を深める必要があります。

また、本市としても、障害のある人の雇用に対する企業の社会的責任について啓発に努めるとともに、多様な就労の場の確保と安定就労のための支援の充実を引き続き図っていく必要があります。

就労意欲の高い障害のある人に対して、雇用・就労に関する必要な情報提供、相談支援、職場への定着支援を行います。

【主要施策】

①就労支援のための体制づくり

施策・事業	概要	担当課
1 雇用・就労促進のための体制づくり	障害のある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など一貫した就労支援を行えるよう、大川圏域地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、市内の企業・事業所、各種団体、香川労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関との連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりに努めます。	障害福祉課
2 職域の拡大	公共職業安定所などの関係機関、また、企業との連携を図り、障害者雇用の取組を支援するとともに、障害のある人の能力・特性に応じた更なる職域の拡大に努めます。 また、企業・事業所等に対して、職業訓練への協力や受入れについて要請していきます。	障害福祉課
3 多様な就労形態の普及	福祉的就労から一般雇用への移行を促進するため、関係機関と連携し、職場適応訓練等の活用、障害福祉サービス事業所における支援、特別支援学校の在学中から卒業後までを通じた支援に努めます。	障害福祉課

②啓発の推進と雇用の促進

施策・事業	概要	担当課
1 相談支援・情報提供体制の充実	障害のある人が自ら障害の状況を理解しつつ、その意欲と適正・能力に応じて働くことができるよう、関係機関と連携し、身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。	障害福祉課
2 福祉的就労から一般就労への移行	自立支援給付の「就労移行支援」や「就労継続支援」を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進します。	障害福祉課



（２）福祉的就労の場の充実

【施策の方針】

障害のある人が福祉的な支援を受けながら仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育むとともに、一般就労に進み、更に自立した生活が送れるよう、継続的な支援を行うことを目的に、就労継続支援事業所などの福祉的就労の場を拡充していきます。特に、就労継続支援 A 型と就労定着支援の新規事業開設のための支援に努めます。

【主要施策】

①福祉的就労の場の安定運営と機能強化

施策・事業	概要	担当課
1 障害福祉サービス事業所への支援	一般企業等での雇用が困難な障害のある人に対して、働く場・身近な活動の場として開設されている就労継続支援事業所や地域活動支援センター等の安定運営を図るため、運営団体に対する支援に努めます。 また、新規開設予定の事業所に対しては、事業所開設の支援になる方策を検討します。	障害福祉課
2 自営・企業・在宅就労の支援	在宅ワークや自営業を営む障害のある人が安定して仕事を継続できるよう、相談支援等による情報提供に努めるとともに、障害のある人による起業・創業等に対する支援に努めます。障害のある方から起業・創業に関する相談があった場合は、商工会等関係機関と連携し、支援を行います。	商工観光課
3 福祉的就労の場の機能強化	市役所及び寒川庁舎において、障害者就労施設等で作られた商品の販売を行い、製造販売の機会を増やすとともに、市民及び市職員への周知を行い、販売促進を支援します。	障害福祉課
4 障害者優先調達法に基づく支援	障害者優先調達法に基づき、障害者就労支援施設等からの物品等の調達及び軽度な事務作業、清掃作業の委託に取り組んでいきます。	障害福祉課

■障害者就労施設等からの物品等の調達の推進■

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績	実績見込み	見込み	見込み	見込み
調達額 (円)	684,500	630,000	700,000	800,000	900,000

6 社会参加の促進

（1）移動・コミュニケーションに関する支援

【施策の方針】

障害のある人が社会とのつながりを持ち続けるためには、外出支援の活用が不可欠です。障害のある人の外出を支援する行動援護、同行援護などの障害福祉サービスや各種助成等の利用を促進するとともに、補助犬に対する理解を促進していきます。

また、視覚や聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会参加を進める上で、コミュニケーション支援が果たす役割は非常に大きなものとなっています。手話通訳者や要約筆記者の派遣等の取組を進めていきます。

【主要施策】

①外出支援の充実

施策・事業	概要	担当課
1 外出支援サービスの提供	行動援護や同行援護などの障害福祉サービス、地域生活支援事業による移動支援事業、社会福祉協議会やNPO法人など民間団体が実施する移送サービス（介護タクシー、福祉有償運送）など、障害のある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましい在り方について検討を進め、サービスの供給確保に努めます。	障害福祉課
2 外出促進のための各種助成等の実施	障害者の外出支援と経済的負担の軽減のため、タクシーを利用した場合のタクシー料金の一部を助成します。	障害福祉課
3 補助犬の普及促進	障害のある人の日常生活の補助を行うよう訓練された盲導犬や介助犬などの公共施設、民間施設等への同伴利用について理解促進に努め、国や県の周知啓発活動等に協力します。	障害福祉課

②コミュニケーション支援の推進

施策・事業	概要	担当課
1 コミュニケーション手段の充実	「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を令和元年7月に施行し、それに基づいて、聴覚、音声・言語に障害のある人のコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション支援を充実させるとともに、小学生や職員等への手話教室の開催や手話奉仕員の養成を促進します。	障害福祉課

（２）社会参加の促進

【施策の方針】

障害のある人が生き生きとした生活を送るためには、スポーツ・文化活動や生涯学習などを通じた生きがいの創出が必要です。障害のある人が気軽に地域の活動に参加し、特性を理解しながら社会に参加していくことで、社会全体の障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の生きがいをづくりを支援していきます。

また、障害のある人の地域活動を支援することで、地域の活性化を図り、地域の住民同士のつながりを強化していきます。

【主要施策】

①スポーツ・文化活動等の振興

施策・事業	概要	担当課
1 スポーツ活動 の振興	障害のある人も気軽にスポーツを楽しめるよう、各種教室や技術やルールが比較的簡単で、誰でも容易に楽しめることを目的としているニュースポーツの教室をスポーツ推進委員が中心となって開催し、全ての人が楽しめる生涯スポーツの普及と推進を図ります。また、当該事業の広報・周知に努めます。	生涯学習課
2 文化・芸術活 動の振興	障害のある人の文化・芸術活動の振興に向けて、文化施設等のバリアフリー化に努めるとともに、指導者等の人材の確保・育成・活動機会や発表の場の充実を図ります。	生涯学習課
3 生涯学習活動 の支援	障害のある人の自主的な社会参加活動や障害のある人相互の交流を支援し、自立意欲を高めるような環境整備に努めるとともに、教育・学習面の活性化と活発化を図り、障害のある人の生涯学習を総合的に推進します。 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚障害者の図書館利用の促進を図ります。	生涯学習課

②交流活動の促進

施策・事業	概要	担当課
1 障害者団体の活動への支援	各障害者団体等の自主的な活動を支援し、活動の活性化を促進します。 また、団体への加入促進に努めます。 障害の種別を超えた団体相互の交流や団体が実施する障害のある人となない人の交流を促進する活動を支援します。 近隣地域や県内外の障害者団体の行事・会合等に参加し、活動の輪を広げていけるよう支援します。	障害福祉課
2 地域活動へ参加しやすい環境づくり	社会福祉協議会等が進める地域福祉活動などへ、障害のある人の参画を促進するため、各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めていきます。	障害福祉課



7 生活環境の整備・向上

（1）誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

【施策の方針】

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、ハード面での配慮は不可欠です。ユニバーサルデザインの考えに基づいて、障害のある人もない人も利用しやすい施設・設備を整備していきます。

また、外出する際の障壁となる路上の障害物の除去や交通マナーの向上等を図ることにより、障害のある人が安全に外出できるよう、取組を進めていきます。

【主要施策】

①誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 ユニバーサルデザインの普及・啓発	全ての人が社会に参加できるよう、性別や年齢、障害の有無など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、みんなが使いやすい施設、交通手段、モノ、サービスなどを始めから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。	障害福祉課
2 公共施設のバリアフリー化	新設する学校には、エレベーターの設置を進めるとともに、既存の施設についても、段差の解消や障害のある人の利用に配慮したトイレなどの改善に努めます。 思いやり駐車場のマークについても、消えかかっているものについては修繕に努めます。 公民館や展示館等の建築に際しては、バリアフリー化を考慮します。	学校教育課 財産活用課 生涯学習課
3 交通安全対策の充実	防護柵や標識、路面標示等の交通安全施設の整備を行い、誰もが安全安心に通行できる道路環境整備に努めます。	危機管理課
4 障害のある人のための専用駐車場の設置促進	施設設置者など関係機関の協力を得ながら、「かがわ思いやり駐車場制度」の普及に努め、公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置と適正な利用を進めます。 また、障害のある人のための専用駐車場が適正に利用されるよう、広く市民、施設利用者への啓発に努めます。	障害福祉課

（２）居住環境の整備・改善

【施策の方針】

生活の基本は、住まいであり、安心して暮らすことのできる居住環境の創出は、障害の有無を問わず、あらゆる市民にとって重要です。公営住宅のバリアフリー化などを通じて、個人の状況に応じた自立した生活ができるような居住環境の整備に向けて取り組んでいきます。

【主要施策】

①暮らしやすい居住環境の整備・改善

施策・事業	概要	担当課
1 公営住宅におけるバリアフリー化の促進	公営住宅の整備・改築に当たっては、手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。	都市整備課
2 住宅改造に要する費用の助成等	障害者が現に居住している住宅の改造費用（工事費等）の一部を助成します。	障害福祉課



（3）生活安全対策の推進

【施策の方針】

毎年、日本全国で、地震や大雨による土砂災害など何らかの災害が発生しています。災害を防ぐための取組はもちろん、災害が発生した場合でも、障害のある人などが安全に避難でき、避難所においても困難なく過ごせるようなきめ細やかな支援・配慮ができるよう、体制を整えておくことが重要です。避難行動要支援者避難支援制度への登録など、災害時等における体制の整備を進めていきます。

また、障害のある人などを標的とした犯罪被害を防ぎ、地域で安心して暮らせる環境の整備を進めます。

【主要施策】

①防災・防火対策の充実

施策・事業	概要	担当課
1 防災・防火対策等の推進	消防本部や警察など関係機関との連携を強化し、障害者施設の防災・防火対策の推進や災害・火災発生時の緊急通報体制、救出・避難誘導体制の充実を図ります。 障害のある人や高齢者など災害時要援護者への対策については、「災害対策基本法」に基づく「さぬき市避難行動要支援者避難支援計画」による活動が円滑に行えるよう、現在作成している避難行動要支援者名簿を適宜更新していくとともに、必要な個別計画の作成や見直しを行います。 また、障害のある人が利用する事業所に対しては、緊急時対応マニュアルの作成や避難訓練等の実施状況を確認します。	障害福祉課 福祉総務課 危機管理課
2 福祉避難所の整備	大規模災害時において、高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が避難生活を送るための福祉避難所について、福祉施設等と連携して整備・拡充を図ります。 福祉避難所となっている施設や対象者、避難方法等について、ホームページ等で周知します。	福祉総務課

施策・事業	概要	担当課
3 緊急時の支援体制の充実	安全安心コミュニティシステム及び香川県防災情報システムによるメール配信や防災行政無線での周知等、多重な方法で緊急情報が伝達できるよう整備を行います。 防災行政無線等の情報伝達媒体の整備及び身近に起こる危険予測を示したハザードマップ※ ¹ 等を整備し周知を図ります。	危機管理課
4 避難所となる公共施設の整備・改善	指定避難所等に備蓄物資を整備するとともに、施設の所管課と連携し環境整備を行います。市内の指定避難所及び指定緊急避難場所において、福祉スペースの確保や障害者に配慮した備蓄資機材の整備に努めます。	危機管理課

②防犯対策の充実

施策・事業	概要	担当課
1 防犯対策の強化・充実	警察や市民と一体となって、安全、安心のまちづくりを推進します。 市内のパトロールやキャンペーン活動等を行います。 特殊詐欺被害等が増加していることを周知し、被害の抑制に努めます。	危機管理課



※1 ハザードマップとは

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

第3部

さぬき市障害福祉計画（第6期）
さぬき市障害児福祉計画（第2期）



第1章 障害福祉計画

I 基本的な考え方

障害の有無にかかわらず、全ての市民が地域に暮らす一員として共に生き生きと暮らす「だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき」の実現を目指しています。本計画では、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

【基本指針の主な見直しポイント】

地域における生活の維持及び継続の推進	入所等から地域生活への移行について、平成30年度創設の日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう体制を確保すること。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関すること並びにアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進すること。
福祉施設から一般就労への移行等	「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めること。就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容に合わせて設定すること。
「地域共生社会」の実現に向けた取組	引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。
発達障害者支援の一層の充実	発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラム※ ¹ やペアレントトレーニング※ ² 等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保すること。

※1 ペアレントプログラムとは

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

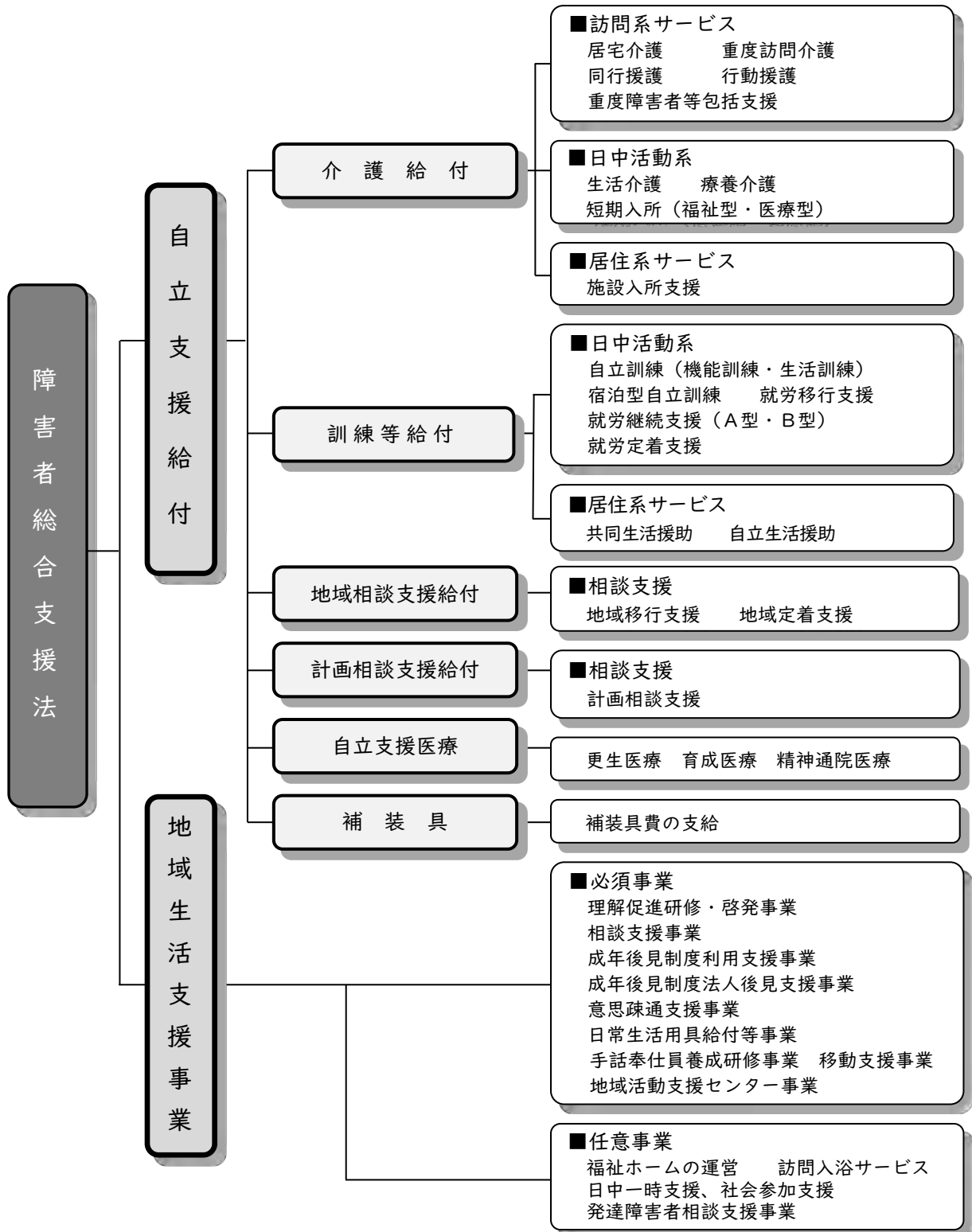
※2 ペアレントトレーニングとは

保護者の方々が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

障害児のサービス提供体制の計画的な構築	難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うこと。 児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進すること。 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降になった場合についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、県と市町に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図ること。
障害者による文化芸術活動の推進	障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進すること。 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があること。
障害福祉サービスの質の確保に関すること	近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築すること。
障害福祉人材の確保に関すること	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であること。

2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図



3 第6期の目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・施設入所者数：令和元年度末時点で施設入所者数の6%以上移行
- ・施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

【目標設定の考え方】

本市の施設入所者の状況は、退所者があっても新たな入所者が決定する状況にあります。そのため、施設入所者数の削減に関する目標は、市の実情を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数の83人から2人（2.4%）削減し、81人を令和5年度末の目標とします。

また、施設入所者の地域生活移行者数に関する目標は、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を5人（6%）以上とします。

【施設入所者の地域生活への移行目標値】

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の 施設入所者数 (A)	83人	令和元年度末（3月31日）の施設入所者数
令和5年度末時点の 施設入所者数 (B)	81人	令和5年度末時点の施設入所者数 $83人 \times 98.4\% (1.6\%減) = 81人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込みと 削減割合 (C)	2人 2.4%	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和5年度末までの 地域生活移行者数と割合 (D)	5人 6.0%	施設入所からグループホーム等に移行する人の数 $83人 \times 6\% = 5人$

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- ・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（継続）
- ・（県）精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇（新規）

【目標設定の考え方】

本市においては、令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者の協議の場を大川圏域で1か所設置しています。引き続き、大川圏域で1か所設置し、その会議の開催回数を4回行うことを目指します。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築目標値】

目標	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を大川圏域で1か所設置し、その開催回数は4回することとしています。
----	---

（3）地域生活支援拠点等※¹の整備

【国の指針】

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【目標設定の考え方】

障害のある人の高齢化や重度化、そして、親亡き後の課題については、全国的な課題の一つとなっています。本市においては、令和2年度末までに1か所設置しており、引き続き、相談や体験の機会・場など地域生活支援拠点等に求められる機能を果たせるよう、地域生活支援拠点等の機能強化に努めていきます。

※1 地域生活支援拠点等とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すものです。

【地域生活支援拠点等の整備目標値】

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の設置数	1 か所 (圏域で整備)	大川圏域地域自立支援協議会において整備方針を検討し、地域のニーズや既存サービスの状況などを踏まえ、面的な整備の推進を確認しました。緊急時の受入対応などを主眼とした協定を平成30年に事業所との間で締結しています。

（４）福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

- ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上
うち、就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数：令和元年度の1.30倍以上
就労継続支援A型利用者から一般就労への移行者数：令和元年度の1.26倍以上
就労継続支援B型利用者から一般就労への移行者数：令和元年度の1.23倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。（新規）
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。（新規）

【目標設定の考え方】

本市の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和5年度中に6人とし、令和元年度の1.27倍以上とすることを目標とします。

令和元年度に就労移行支援事業の利用者から一般就労へ移行した人数は、1人でした。令和元年度の1.30倍以上とすることを目標とし、就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数3人を目標とします。

令和元年度に就労継続支援A型事業の利用者から一般就労へ移行した人数は、1人でした。令和元年度の1.26倍以上とすることを目標とし、就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数2人を目標とします。

令和元年度に就労継続支援B型事業の利用者から一般就労へ移行した人数は、0人でした。令和元年度の1.23倍以上とすることを目標とし、就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数1人を目標とします。

就労定着支援事業については、大川圏域内に就労定着支援事業所がありませんが、最終的に令和5年度6人が一般就労へ移行することを見込み、その7割が利用継続すると見込みます。就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とします。

【福祉施設から一般就労への移行目標値】

項 目	目標値	備 考
令和5年度中の 一般就労への移行者数	6人 (5人)	令和元年度中に福祉施設の利用を終了し、一般就労する人数の1.27倍以上が一般就労へ移行。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の 就労移行支援事業利用者の 移行者数	3人 (1人)	令和元年度中に就労移行支援事業利用者が一般就労へ移行する人数の1.30倍以上。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の 就労継続支援A型利用者の 移行者数	2人 (1人)	令和元年度中に就労継続支援A型事業所利用者が一般就労へ移行する人数の1.26倍以上。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の 就労継続支援B型利用者の 移行者数	1人 (0人)	令和元年度中に就労継続支援B型事業所利用者が一般就労へ移行する人数の1.23倍以上。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の 就労定着支援事業利用者数	4人	令和5年度における一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用



4 障害福祉サービスの実績と見込み

（1）訪問系サービス

■サービス内容

居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害のため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■第5期の実績と課題

訪問系サービスの利用状況について、利用人数・利用時間の実績を見ると、第5期計画での見込みよりも下回っています。これは、令和元年度末には新型コロナウイルスの影響を受け、行動援護、同行援護が減少したことが理由として挙げられます。なお、重度障害者等包括支援については、対応可能な事業所が香川県内に所在していないため、利用がない状態となっています。

【訪問系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込み	90	1,400	92	1,450	94	1,500
	実績	77	1,314	74	1,270	66	1,136

※各年度3月の値。令和2年度の実績は、令和2年8月の値

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

訪問系サービスの利用について、同行援護と行動援護は、令和3年度まで新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和4年度と令和5年度は、令和元年度の状況に戻るものと見込みます。引き続き、県及び大川圏域地域自立支援協議会と連携しながら、ヘルパー等の確保・育成への支援体制を強化し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

【訪問系サービス見込み】

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		67	1,170	82	1,300	82	1,300

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

生活介護	常時介護を必要とする障害者が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害や難病を有する人などが、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所し、又は同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害を有する人が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所し、又は同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害や精神障害を有する人に、障害福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、一般就労が可能と見込まれる人が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障害者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障害者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった人、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する人が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅で介護を行う人が疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする人が、障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所（宿泊）するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。



■第5期の実績と課題

日中活動系サービスの利用状況について、就労継続支援A型の利用が見込量より増加し、就労継続支援B型の利用は見込量より減少しました。また、短期入所（福祉型・医療型）も見込量より減少しました。平成30年度から実施された就労定着支援については、事業所がないため、実績0人となりました。

【日中活動系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込み	142	2,970	144	3,100	146	3,200
	実績	144	2,943	144	2,944	139	2,708
自立訓練 (機能訓練)	見込み	1	23	1	23	1	23
	実績	2	28	0	0	1	20
自立訓練 (生活訓練)	見込み	4	40	4	40	4	40
	実績	4	42	2	25	2	35
就労移行支援	見込み	4	90	4	90	4	90
	実績	1	20	6	105	4	72
就労継続支援 (A型)	見込み	6	130	7	150	8	170
	実績	8	164	10	216	10	210
就労継続支援 (B型)	見込み	140	2,500	150	2,700	155	2,800
	実績	125	2,307	128	2,460	136	2,384
就労定着支援	見込み	0		1		1	
	実績	0		0		0	
療養介護	見込み	14		14		14	
	実績	16		15		16	
短期入所 (福祉型)	見込み	38	125	40	130	42	135
	実績	31	124	28	108	28	91
短期入所 (医療型)	見込み	3	6	3	6	3	6
	実績	0	0	2	12	1	7

※各年度3月の値。令和2年度の実績は、令和2年8月の値

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

日中活動系サービスの利用について、引き続き、ニーズに応じたサービス量を供給できるように、事業者の確保と関係機関との連携による情報提供に努め、一般就労への移行及び地域生活への移行を踏まえて、サービスの充実化への支援に努めます。就労定着支援サービス提供事業所が市内にありませんが、就労移行支援の利用者のうち、近隣市の就労定着支援サービス提供事業所を利用するものと見込みます。

【日中活動系サービス見込み】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	142	2,840	142	2,840	142	2,840
自立訓練（機能訓練）	1	20	2	40	2	40
自立訓練（生活訓練）	2	20	4	40	4	40
就労移行支援	8	160	8	160	8	160
就労継続支援（A型）	10	200	11	220	13	260
就労継続支援（B型）	150	2,700	152	2,736	154	2,772
就労定着支援	1		2		4	
療養介護	16		16		16	
短期入所（福祉型）	33	115	35	122	37	129
短期入所（医療型）	2	10	2	10	2	10

（3）居住系サービス

■サービス内容

自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	障害により単身での生活が困難な人等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な障害者に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■第5期の実績と課題

居住系サービスの利用状況について、平成30年度に開始された自立生活援助の利用者は、見込みどおりありませんでした。共同生活援助と施設入所支援は、利用者が減っています。

【居住系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	見込み	0	1	1
	実績	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込み	42	44	46
	実績	45	42	41
施設入所支援	見込み	96	95	94
	実績	89	83	81

※各年度3月の値。令和2年度の実績は、令和2年8月の値

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

居住系サービスの利用について、自立生活援助の事業所がないことから、利用者はなしと見込みますが、サービスの提供が可能な事業者の確保に努めます。また、地域移行の推進により、グループホームの新設を支援し、施設入所支援は、利用者が減っていくと見込みます。

【居住系サービス見込み】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	42	42	42
施設入所支援	84	82	81



（４）相談支援

■サービス内容

計画相談支援	障害のある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■第5期の実績と課題

計画相談支援の利用は、400人前後で推移しており、見込みより実績が下回りました。地域移行支援と地域定着支援の利用は、実績0人となりました。

【相談支援実績値】

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実人数(人/年)	実人数(人/年)	実人数(人/年)
計画相談支援	見込み	415	420	425
	実績	403	399	408
地域移行支援	見込み	1	1	1
	実績	0	1	0
地域定着支援	見込み	0	1	1
	実績	0	0	0

※各年度3月末時点の値。令和2年度の実績は、令和2年8月末時点の値

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

計画相談支援については、今後も増加することを見込み、事業者の確保に努めます。また、地域移行の推進を踏まえ、地域移行支援、地域定着支援についても、利用を見込みます。

【相談支援見込み】

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実人数(人/年)	実人数(人/年)	実人数(人/年)
計画相談支援		410	412	414
地域移行支援		1	1	2
地域定着支援		1	1	2

5 地域生活支援事業の実績と見込み

（1）理解促進研修・啓発事業【必須】

■事業内容

地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

■第5期の実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		事業数(件/年)	事業数(件/年)	事業数(件/年)
理解促進研修 ・啓発事業	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		事業数(件/年)	事業数(件/年)	事業数(件/年)
理解促進研修・啓発事業		1	1	1

(2) 相談支援事業【必須】

■事業内容

①障害者相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ることや、権利擁護のための必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

■第5期実績

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
障害者相談支援事業	実施 箇所数	見込み	9	9	9
		実績	9	9	9
基幹相談支援センター	実施 箇所数	見込み	0	0	1
		実績	0	0	0
基幹相談支援センター 等機能強化事業	利用件数 (件/年)	見込み	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害者相談支援事業	実施箇所数	9	9	9
基幹相談支援センター	実施箇所数	0	0	0
基幹相談支援センター 等機能強化事業	利用件数 (件/年)	0	0	0

（3）成年後見制度利用支援事業【必須】

■事業内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	見込み	8	10	10
	実績	6	7	7

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業		7	7	7

（4）成年後見制度法人後見支援事業【必須】

■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見 支援事業	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見支援事業		0	0	1

（5）意思疎通支援事業【必須】**■事業内容**

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
意思疎通支援事業	見込み	54	54	54
	実績	64	35	2

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
意思疎通支援事業		35	35	35

（6）日常生活用具給付等事業【必須】**■事業内容****①介護・訓練支援用具**

特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込み	5	5	5
	実績	2	1	1
自立生活支援用具	見込み	10	10	10
	実績	2	4	0
在宅療養等支援用具	見込み	12	12	12
	実績	13	5	2
情報・意思疎通支援用具	見込み	15	15	15
	実績	26	29	4
排泄管理支援用具	見込み	1,260	1,260	1,260
	実績	1,314	1,245	102
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込み	3	3	3
	実績	2	0	0

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具		2	2	2
自立生活支援用具		4	4	4
在宅療養等支援用具		5	5	5
情報・意思疎通支援用具		29	29	29
排泄管理支援用具		1,260	1,260	1,260
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)		1	1	1

（7）手話奉仕員養成研修事業【必須】**■事業内容**

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施します。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)
手話奉仕員養成研修事業	見込み	7	7	7
	実績	11	8	10

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)
手話奉仕員養成研修事業		10	10	10

（8）移動支援事業【必須】**■事業内容**

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■第5期実績

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
移動支援事業	実利用者数 (人)	見込み	66	67	68
		実績	64	63	27
	延利用時間 (時間/年)	見込み	4,500	4,500	4,500
		実績	4,896	4,925	182

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動支援事業	実利用者数(人)	65	65	65
	延利用時間 (時間/年)	4,900	4,900	4,900

(9) 地域活動支援センター事業【必須】

■事業内容

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

■第5期実績

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	実施箇所数 （か所）	見込み	4	4	4
		実績	4	4	4
	実利用者数 （人）	見込み	10	10	10
		実績	47	38	45
地域活動支援 センター（Ⅱ型）	実施箇所数 （か所）	見込み	1	1	1
		実績	1	1	1
	実利用者数 （人）	見込み	2	2	2
		実績	5	7	7

※令和2年度の実績は、令和2年5月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	実施箇所数（か所）	4	4	4
	実利用者数（人）	45	45	45
地域活動支援 センター（Ⅱ型）	実施箇所数（か所）	1	1	1
	実利用者数（人）	7	7	7

(10) 福祉ホームの運営【任意】

■事業内容

住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で居室や設備、日常生活に必要なサービスを提供します。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
福祉ホーム	見込み	1	1	1
	実績	2	2	2

※令和2年度の実績は、令和2年8月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
福祉ホーム		2	2	2

(11) 訪問入浴サービス（日常生活支援）【任意】

■事業内容

居宅での入浴が困難な在宅の重度障害のある人の居宅を訪問し、入浴介護を行います。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
訪問入浴サービス	見込み	2	2	2
	実績	2	2	2

※令和2年度の実績は、令和2年8月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
訪問入浴サービス		1	1	1

（12）日中一時支援事業【任意】

■事業内容

障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害のある人が社会参加活動を行うための環境整備や必要な支援を行う事業です。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		契約箇所数 (か所)	契約箇所数 (か所)	契約箇所数 (か所)
日中一時支援事業	見込み	14	14	14
	実績	13	14	13

※各年度3月の値。令和2年度の実績は、令和2年8月の値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		契約箇所数 (か所)	契約箇所数 (か所)	契約箇所数 (か所)
日中一時支援事業		13	13	13



（13）社会参加支援【任意】

■事業内容

①声の広報発行

視覚障害のある人に対し、市が発行する広報の内容を CD 等で提供することにより、視覚障害のある人の社会参加を図ることを目的とします。

②自動車改造費助成

身体障害者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

■第5期実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
声の広報発行	見込み	5	5	5
	実績	5	6	6
自動車改造費助成	見込み	2	2	2
	実績	1	0	1

※令和2年度の実績は、令和2年8月までの値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
声の広報発行		5	5	5
自動車改造費助成		2	2	2

（14）発達障害相談支援事業【任意】

■事業内容

①個別相談・療育

臨床心理士等専門スタッフによる発達障害の個別相談・療育を実施し、全てのライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。

②早期支援コーディネーター巡回訪問

早期支援コーディネーターを保育所（園）・幼稚園・認定こども園等に派遣し、支援を要する幼児の適切な支援方法や環境整備について指導助言を行い、円滑な就学に向けてサポートをします。

③機関支援

小・中学校に臨床心理士を派遣し、集団の場での児童生徒の行動観察、教職員へのコンサルテーションを行います。

■第5期実績

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
個別相談・療育	延利用者数 (人)	見込み	400	400	400
		実績	476	415	212
早期支援コーディネーター巡回訪問	実施回数 (回)	見込み	160	160	160
		実績	143	122	68
機関支援	実施回数 (回)	見込み	40	40	40
		実績	27	34	15

※1年間。令和2年度の実績は、令和2年9月分までの値

■第6期サービスの見込量

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個別相談・療育	延利用者数 (人)	400	400	400
早期支援コーディネーター巡回訪問	実施回数 (回)	160	160	160
機関支援	実施回数 (回)	40	40	40

第2章 障害児福祉計画

I 基本的な考え方

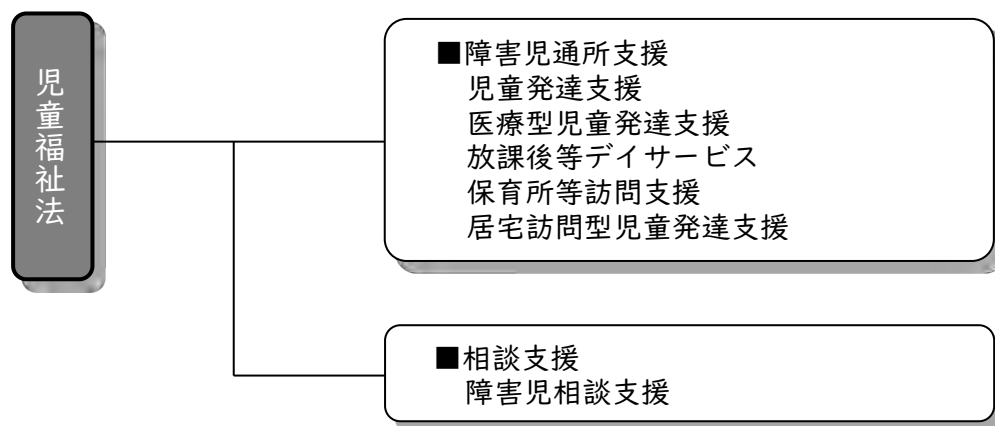
障害の有無にかかわらず、人は皆、社会の一員としてお互いに支え合う存在であるという考えの下、障害のある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と大川圏域（さぬき市及び東かがわ市）で連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障害児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの設置
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置【追加】

2 障害児福祉サービス

■体系図



3 第2期の目標

（1）児童発達支援センターの設置

【国の指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【目標設定の考え方】

児童発達支援センターは、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う施設です。本市では、平成28年度に大川圏域に1か所設置しており、引き続き機能強化に努めていきます。

【第2期成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置数	1か所	大川圏域で設置

（2）保育所等訪問支援を利用できる体制構築

【国の指針】

・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【目標設定の考え方】

障害のある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います。個々の心身の状況や置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導を行うことができます。

市内には、保育所等訪問支援事業所がありませんが、本市では早期支援コーディネーターによる保育所等に巡回訪問しており、引き続き就学に向けて集団生活への適応支援に努めます。

【第2期成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
保育所等訪問支援の体制 （設置数）	1 か所	生活支援コーディネーター

（3）重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保

【国の指針】

・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【目標設定の考え方】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害といい、その状態の児を重症心身障害児といいます。本市及び大川圏域では対応できる事業所が無く、県内でも対応ができる事業所が少ないのが現状です。

【第2期成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	1か所	大川圏域
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	大川圏域



（４）医療的ケア児※^Ⅰ支援の協議の場の設置とともにコーディネーター配置

【国の指針】

- ・令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

【目標設定の考え方】

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置します。

現状では、在宅生活をしている医療的ケアが必要な子どもがおりませんが、大川圏域で協議する場を設置しており、医療的ケアが必要な子どもに対し連携して支援ができるよう体制を構築し、コーディネーターを配置します。

【第２期成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
医療的ケア児支援のための協議の場	Ⅰか所	大川圏域
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	Ⅰ人	

※Ⅰ 医療的ケア児とは

たんの吸引や酸素吸入などが必要とされる子どものこと。

4 障害児福祉サービスの実績と見込み

（1）障害児通所支援

■サービス内容

児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児の通う保育所等を訪問し、障害児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。



■第1期障害児福祉計画の実績と課題

児童発達支援の利用は、見込量に対して大幅に少なくなっています。特に、放課後等デイサービスの利用者は、減少傾向にあります。

【障害児通所支援実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童 発達支援	見込み	15	70	15	70	15	70
	実績	8	41	8	43	4	31
医療型 児童発達支援	見込み	2	20	2	20	2	20
	実績	3	38	2	20	1	12
放課後等 デイサービス	見込み	45	450	45	450	45	450
	実績	43	419	28	286	33	289
保育所等 訪問支援	見込み	3	6	3	6	3	6
	実績	1	1	0	0	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※各年度3月の値。令和2年度の実績は、令和2年8月の値

■第2期サービスの見込量の定め方と方針

現在の利用量と同程度で推移するものと見込みます。

【障害児通所支援見込み】

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援		10	50	10	50	10	50
医療型児童発達支援		2	20	2	20	2	20
放課後等デイサービス		40	400	40	400	40	400
保育所等訪問支援		2	2	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0

（2）障害児相談支援

■サービス内容

障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障害児に対し、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
---------	--

■第1期障害児福祉計画の実績と課題

ほぼ見込みどおりとなっています。

【相談支援事業実績値】

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
障害児相談支援	実人数 (人/年)	見込み	65	65	65
		実績	64	61	58
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	見込み	0	1	1
		実績	1	1	1

※各年度3月末時点の値。令和2年度の実績は、令和2年8月末時点の値

■第2期サービス見込量の定め方と方針

障害児相談支援の利用は、現在の利用量と同程度で推移すると見込みます。医療的ケア児等コーディネーターは、引き続き県主催の研修を受けるなど人材育成に努め、医療的ケア児への支援が実施できるよう1名配置します。

【相談支援事業見込み】

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害児相談支援	実人数 (人/年)	61	61	61
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	1	1	1

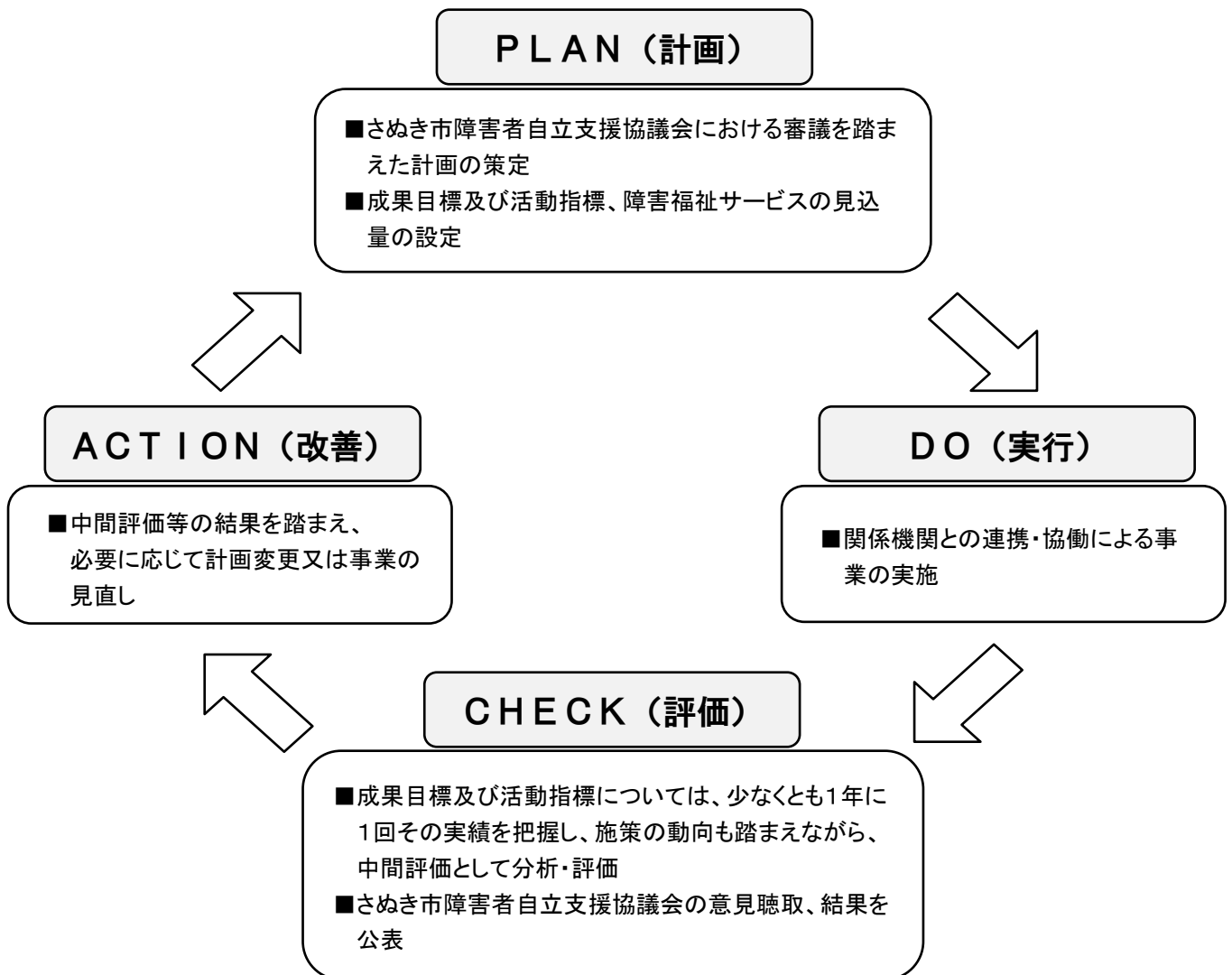
第3章 計画の推進

I 計画の進行管理

「障害者総合支援法」においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ図



2 計画の推進体制

本計画の推進については、さぬき市障害者自立支援協議会が中核的存在となります。本協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者が連携して実施します。

（１）計画の周知

本計画については、市の広報紙、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障害のある人やその家族、地域住民、障害者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障害者施策の動向を把握し、必要な情報提供に努めます。

（２）保健・医療・福祉・教育分野における連携

障害のある人の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供を行います。

（３）地域との連携

障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等と連携し、協働体制づくりを進めていきます。

（４）国・県との連携

障害福祉サービスは、1つの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら本計画を推進していきます。

資料編



Ⅰ さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例

平成31年3月18日

条例第3号

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。

しかし、依然として障害のある人に対する不当な区別、排除、制限などによる差別が存在しており、これらが障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制約し、社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

不当な差別的取扱いの多くは、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、その他理解の不足によるものであり、この社会的障壁を取り除くためには、市民一人一人が身近な問題として障害に関する正しい知識を習得し、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人となない人との相互理解が促進されなければならない。

ここに、私たちは、障害のある人もない人も分け隔てなく、全ての市民が同じ地域に暮らす一員として、「誰もが生き生きと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき市」の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消についての基本的理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消のための施策等を定めることにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく障害を理由として障害者を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他の障害者に対する不利益な取扱いをすることをいう。
- (4) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことにより障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的配慮 障害者が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合又はそれが明らかに認められる場合において、当該障害者が障害者でない者と同等の権利を行使することができるようにするため、その実施に伴う負担が過重とならない範囲内で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別を解消し、第1条に規定する社会を実現するための取組は、次の各号に掲げる事項を基本的な理念(以下「基本理念」という。)とし、社会全体の責任として行

わなければならない。

- (1) 全ての障害者は、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者は、日常生活及び社会生活において、障害者でない者と同等の機会の提供を受け、及び権利を行使することができること。
- (3) 全ての者は、障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。
- (4) 全ての者は、障害の多様性及び個別性を認め合い、それぞれの立場を理解し、相互に協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、不当な差別的取扱いの多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、前条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、第4条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第7条 市は、市民及び事業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(職員対応要領及び職員研修)

第8条 市は、職員が合理的配慮を適切に行うための要領(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。))第10条第1項に規定する要領をいう。)を定めるとともに、職員に対し、障害を理由とする差別の解消のために必要な研修を行うものとする。

(相談体制)

第9条 障害者及びその家族その他の関係者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置(以下「相談業務」という。)を行うものとする。

- (1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 相談をした者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (3) 相談を受けた事案に係る関係者間の調整を行うこと。
- (4) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 市は、第1項の相談に的確に対応するため、その体制を整備するものとする。

4 市は、障害支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号に規定する事業を市からの委託により行う事業所をいう。)に、相談業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、市は、当該受託事業所と共同して相談業務を行うものとする。

5 相談業務に従事する者又は相談業務に従事していた者は、正当な理由なく、相談業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第10条 市は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成する障害者差別解消支援地域協議会(障害者差別解消法第17条第1項の協議会をいう。以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、広域的な連携を図るため、他の市町村と合同で設置することができる。

3 障害者差別解消法に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項については、市長が別に定める。

(障害者計画)

第11条 さぬき市障害者計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。)の策定又は変更に当たっては、障害を理由とする差別の解消に関する施策について定めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例

令和元年7月3日

条例第2号

障害の有無にかかわらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。そのためには、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うことが必要であり、言語を始めとしたコミュニケーション手段は、意思疎通を図り、情報を得る上で重要な役割を担っている。その中でも、手話は、独自の言語体系を持ち、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。このため、ろう者は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うために必要な第一言語として手話を大切に育んできた。しかしながら、長い間、手話は言語として認められず、手話を使用することができ環境が整えられなかった。

こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義された。障害者基本法（昭和45年法律第84号）においても、平成23年の一部改正によって手話は言語であると位置付けられるとともに、障害者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の確保又は拡大が図らなければならない旨が定められた。

これまで、障害者は、手話、要約筆記、点字、音訳、絵図などのそれぞれの障害の特性に応じた手段によりコミュニケーションを図ってきたが、現在の社会は、いまだそれを受容し利用する環境が整っているとは言えず、日常生活や社会生活において多くの不便や不安を感じながら暮らしている。

さぬき市は、手話が言語であるとの認識を広げるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図ることにより、障害者の権利を守り、全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら、多様性を認め合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識の拡大並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深め、これらの手段が使いやすい環境を構築し、もって全ての市民が障害の有無にかかわらず多様性を認め合い、共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図等の障害の特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話が言語であるとの認識の拡大は、手話が独自の体系を持った言語であり、歴史的背景を有する文化的所産であることを基本として取り組まなければならない。

2 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障害者が意思疎通を図り、又は情報を得るためのコミュニケーション手段には、障害の特性に応じた多様な形態があり、その者が自ら選択し、利用する権利を有すること及びそのことが保障されることを基本として行わなければならない。

3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障害の有無にかかわらず、誰もが円滑なコミュニケーションを図ることにより社会参加が保障されることが重要であるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の手話が言語であるとの認識及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解を広げ、これらの手段を利用しやすい環境とするための施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条の規定に基づく市の施策に協力するとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使う障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備を行うよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

（1）手話は言語であるとの認識の拡大に関する施策

（2）障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策

（3）障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策

（4）障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通の支援に関する施策

（財政上の措置）

第8条 市は、前条各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 さぬき市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成26年6月30日

告示第113号

改正 平成27年2月2日告示第8号

平成31年3月29日告示第66号

令和2年8月7日告示第139号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づくさぬき市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づくさぬき市障害者福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づくさぬき市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、さぬき市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害者計画等に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉団体関係者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 特別支援学校関係者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉事務所障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(さぬき市障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 さぬき市障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年さぬき市告示第101号)は、廃止する。

附 則 (平成27年告示第8号)

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則 (平成31年告示第66号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第139号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、この要綱による改正後のさぬき市障害者計画等策定委員会設置要綱第4条本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

4 さぬき市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

氏 名	所属及び役職	役職	備 考
岡村 隆次	さぬき市身体障害者団体連合会	会長	副委員長
田中 優子	さぬき市手をつなぐ育成会	監事	
竹内 純子	さぬき市曙会	会長	
和泉 可奈	障害者生活支援センターましみず	主任相談員	
六車 初江	生活支援センターのぞみ	管理者・ 相談支援専門員	委員長
松下 瑞季	地域活動支援センタークリマ	相談支援専門員	
蓮澤 一真	障害者支援施設 真清水荘	副園長	
千田 貴則	障害者支援施設 のぞみ園	サービス管理 責任者	
眞子 佳寿代	障害者就労支援施設 (さぬき市社会福祉協議会)	管理者	
秋山 秀樹	香川県立香川東部養護学校	教頭	
植村 久美子	障害者就業・生活支援センター 共生	主任就業支援 ワーカー	
川崎 崇司	香川県東讃保健福祉事務所	主任	
森本 拓生	さぬき公共職業安定所	所長	
湯浅 一忠	公募委員		

5 計画策定の経緯

実施時期	内 容
令和2年10月	第1回 計画策定委員会
令和2年11月	第2回 計画策定委員会
令和2年12月	第3回 計画策定委員会
令和2年12月 ～令和3年1月	パブリックコメント実施
令和3年2月	第4回 計画策定委員会
令和3年3月	策定



令和３年３月

発行：さぬき市

編集：さぬき市健康福祉部福祉事務所障害福祉課

〒769-2395 香川県さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 Ⅰ

T E L : 0879-26-9903

F A X : 0879-26-9944

Email : syogaifukushi@city.sanuki.lg.jp
